

官報

号外

平成二十二年十一月四日

○第百七十六回 衆議院會議録 第六号

平成二十二年十一月四日(木曜日)

議事日程 第六号

平成二十二年十一月四日

午後一時開議

一 国務大臣の演説に対する質疑

第一 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

国務大臣の演説に対する質疑

日程第一 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

○国務大臣の演説に対する質疑

○議長(横路孝弘君) 国務大臣の演説に対する質疑に入ります。伊吹文明君。

(伊吹文明君登壇)

○伊吹文明君 私は、自由民主党・無所属の会を代表し、野田財務大臣の財政演説に対し、菅内閣の基本姿勢、日本の政治を担っている民主党の政治理念について、菅総理に質問をいたします。(拍手)

まず、さきの豪雨により被害を受けた奄美地方の方々に心よりお見舞いを申し上げます。災害による生活不安を払拭し、地域の復旧復興を急ぐため、政府が早急に万全の措置を講じられるよう強く求めます。

菅総理は、所信表明演説に対する同僚の稲田朋美議員の質問に対し、自分の言葉で答弁せよというのなら原稿を読まずに質問せよとの、売り言葉に買い言葉の答弁をなさっております。本會議における代表質問は、あらかじめ原稿を提出するのが慣例であることは御存じだと思います。しかし、答弁は、質問と違つて、あらかじめ原稿を提出する慣例はありませんので、自分の言葉で、宰

相としての経綸を堂々と国民に語ってください。それに基づき、同僚議員が質疑の応酬を予算委員会で言う予定であります。

そもそも、民主主義では、集団の意思は多数で決まります。しかし、その前に、意思の違いを調整する辛抱強い努力が必要であり、我が党が与党時代も、当時の野党との意見の調整、妥協を図りながら議會を運営してまいりました。しかし、今国会では、各野党が要求する小沢議員の国会での説明が民主党内で道筋もつけないまま議運委員長長の職権で本會議を立てたことは、憲政史上の汚点であり、強く反省を求めるものであります。

我が党の過去を振り返ると、田中角栄総裁、中曾根康弘総裁、金丸信副総裁、その他の先輩、同僚も、時には理不尽な報道によるものであつても、国民の批判にさらされた場合は、いかに党内に権力基盤があつても、議員辞職や離党など、みづから身を処し、国会で説明責任を果たしてまいりました。非常に重要なことは、それを実現する党内秩序と良識が存在したのであります。

菅総理、あなたに処理を丸投げされた御党の岡田幹事長は、民主党衆議院議員の小沢一郎さんと面談すらできないではないですか。公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法のもとで公的組織である政党のあり方としては、岡田さんの言葉とおり、まさに異常であります。このような一政党内の異常さが、国民の代表が集う国権の最高機関の審議に持ち込まれることは、本末転倒と言わざるを得ません。

残念ながら、きょう、小沢一郎先輩は議席に着いておられませんが、どうぞ岡田幹事長、しっかりと話し合いをしていただきたいと思います。我々がかつて参議院選挙に敗れ、山口二区の補欠選挙に負けたとき、あなた方は、これが直近の民意と大上段に振りかぶられました。夏の参議院選挙の議席の大幅な減、北海道五区の補欠選挙の

結果は、あなた方の言葉をかりれば、直近の民意でしょう。

その直近の民意の圧倒的多数は、小沢議員のさらなる説明を求めています。この直近の民意を無視し、党所属国会議員と対話すらできない幹事長の立場を考えれば、こゝは、菅さん、あなたが調整に乗り出すべきではありませんか。政党人として、議會人として、当選十回を重ねた菅衆議院議員の率直な感想を第一問として伺います。

本題の平成二十二年度補正予算です。予算は内閣のすべての政策を金銭で表示するもので、いわば内閣の理念、意思の表現であります。予算編成の責任者たる財務大臣が各国内閣で重きをなすのはこのためであります。

平成二十二年当初予算及び補正予算は、民主党政権の理念の表現、哲学の金銭表示とみなすべきとの理解でよろしいのか、その政治理念、民主党の目指すべきものは何なのかを説明してください。これが第二の質問です。

政府は、円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策として、急激な円高、株安、景気の下振れリスク等への対応のため、補正予算を編成したとされています。しかし、その目的に対し適切な政策が講じられているとは、残念ながら思えないのであります。

参議院選挙の敗北、民主党の代表選挙で政治空白が生じ、景気浮揚策を打つタイミングを逸したことは否めません。二十二年年度予算の予備費をもつて九月に第一弾の対策を講じられたとき、必要なら補正予算を検討すると述べられましたが、あのときに一体的対策を講じなかったその姿勢が、マーケットに悪い印象を与えてしまいました。

なぜここまで補正予算がおくれたのか、また、その責任について総理の釈明を伺うのが第三の質問です。

補正予算では、前年度剰余金の増加と二十二年
度税収が当初見積もりよりふえたことを前提に、
国債の追加発行がないとの、平成十四年以来の異
例の歳入内容となっています。

しかし、前年度剰余金の増加と税の増収見込み
は、二十一年度及び当二十二年前半の企業業績
の改善によるものです。自公政権末期に、リーマ
ン・ショックに対処するため編成された、技術開
発、地方の生活関連公共事業を中心とした補正予
算、すなわち金融緩和の受け皿づくりの補正予算
による景気対策のたまものであったのです。政権
交代後、あなた方は、あの補正予算の未消化分を
執行停止し、ばらまき公約の財源として、子ども
手当等、家計への支出に変えてしまったのです。

さらに、今回の補正予算の歳出内容も、金融緩
和による通貨量の拡大に対する国内の受け皿が準
備できず、ケインズが指摘しているように、有効
需要の不足している日本経済の現状のもとでは、
日本銀行による金融緩和、通貨量の増発は海外に
抜けてしまい、国内景気の浮揚に効果的なものと
はなつてはおりません。

マクロ経済の初歩知識である乗数効果は、一単
位の追加支出を企業に行つた場合の方が家計に
行つた場合よりも有効需要の増加ははるかに大き
いことを教えています。かつて、参議院予算委員
会の審議の際、菅総理は、我が党の林芳正議員の
乗数効果の質問の答えに窮されましたが、今回の
補正予算の財源となつている剰余金と法人税の増
収、すなわち、二十一年度及び二十二年前半の
企業業績の改善はいかなる理由によつて生じたの
かを菅総理に伺います。これが第四の質問です。

我が党が九月に官邸に持参した緊急経済対策に
ついてでは、当初予算に計上されているばらまき
マニフェストの撤回を求め、その財源を景気浮揚
策に充てるよう求めております。

無償化の四Kばらまき政策を続ける一方で、国民
から預かつてはいる税財源で補正予算を編成するこ
とは間違いだと思ひます。あなたたちは、家計へ
の給付が成長をもたらすと訴えていましたが、さ
きに述べた乗数効果からも、首をかしげざるを得
ません。総理が繰り返し述べておられる介護等に
よる雇用の拡大も、介護報酬を生み出す経済の活
性化、成長があつてのことではないんですか。

ばらまきマニフェストを撤回し、景気浮揚対策
にその財源を振り向けることを求めますが、菅総
理の、政治的言いわけではなく、経済学的反対論
を述べてください。

恒久財源のない恒久政策は将来に借金を残すだ
けです。子ども手当が、その子供が将来支払うで
あらう税金で返済せねばならぬ国債が財源になつ
ているのでは、子供の税金を親が先にもらつて民
主党に投票するという許しがたい悲喜劇を生じま
す。自公政権の定額給付金は一年限りの景気対策
でした。家計に直接給付して支持を得るという誘
惑に負けぬ姿勢が、民主主義を健全なものとする
政治の責任ではないでしょうか。

我が党は、責任ある財政運営を行い、将来世代
への過度な負担の先送りを断ち切るべく、財政健
全化法を本院に提出いたしております。菅総理、
野田財務大臣はこれに考えを同じくするところが
あると伺つております。高齢化に伴い増加する社
会保障の財源は、高齢者も含め、すべての人が支
払いに応じ負担する消費税に求めるとの考え方を
共有するか否かを、第六の質問として総理に伺ひ
ます。

この法案を審議することは、与野党の財政の現
状認識について相互理解を深め、国民への義務で
もあると思ひます。国会のことは国会で決めてい
ただきたいなどとお得意の慣用句に逃げず、審議
の必要性について、第七の質問といたします。

先般の民主党代表選挙では、政治と金の問題を

背負つていた小沢元代表が相手であつたから、菅
さん、あなたは勝つたと言われています。総選挙
で国民との契約とまて言つたマニフェストは履行
すべきであるという小沢元代表の主張は、民主制
における選挙公約という点からは、当たり前的主
張であります。しかし、これを実行すれば、我が
国経済、財政、国民生活は破綻をします。

菅さん、あなたは、国家戦略大臣、財務大臣、

総理大臣として国政に参画し、現実を直視した結
果、民主党マニフェストの虚構と危険性に気づい
たからこそ、我が党の主張に近い消費税の引き上
げにまで言及されたのではないですか。

マニフェストは、財源の制約から実行が不可能
であれば国民に説明をする、四年間かけて実行す
るなどと総理は述べていますが、マニフェストに
は、各年ごと、四年間の工程表が明記されている
ことをお忘れではないでしょうか。二十二年度は七
兆一千億、そして二十五年年度では十六兆八千億分
を完全に実施し、その財源はすべて無駄の排除で
手当てするというのが国民との約束なのです。

既に一年目の約束は果たせておらず、先送りなど
許されることではありません。公約違反を認めな
いのはどのような説明になるのか、国民にわかり
やすく教えてもらいたいのが第八の質問でありま
す。

参議院選挙の民主党公約では工程表は消えてし
まい、玄葉政調会長は、さきの予算委員会の集中
審議で、総選挙のマニフェストは修正したと平然
と答弁しています。総選挙の公約違反に知らぬ顔
を決め込むことを認めてしまえば、でもしな
い公約により票をとり、権力を握り、政府を掌握す
れば、できないことを説明し、許してもらいたい
では、票の振り込め詐欺ではありませんか。菅さ
ん、参議院選挙で民主党が負けたのは、あなたの
消費税発言のせいなどではありません。国民がだ

まされたということに気づいたからです。

小沢元代表の主張を立てれば国は滅び、菅総理
の路線をとれば、民主主義、選挙の原点が崩れて
しまう。さきの総選挙で当選され、今やじを飛ば
しておられる議場内の民主党の議員の皆さん、そ
して、その議員の諸君の投票によつて成立した民
主党政権の正統性、レジティマシーそのものが崩
れてしまふんです。

この矛盾を解決する唯一の方法は解散・総選挙
をすることです。その際、各党が実現可能な公約
を掲げ、だまして票をとらぬことです。民主党政
権の正統性について、第九の質問といたします。

議長(横路孝弘君) 伊吹文明君、申し合わせの
時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願いま
す。

○伊吹文明君(続) 結びに申し上げます。

領土を守り、そこに住む人の生命と財産を守
り、国民の意思により国のあり方を決める主権を
守ることは政治の最大の役割です。この目的のた
め、対外安全保障の根幹を、核のない我が国は日
米安保条約を中心とした日米関係に求めてきまし
た。しかし、民主党の、国家の存在、安全保障の
現状に対する認識の軽さが、日米の信頼関係を根
底から覆してしまつたのです。その信頼関係の揺
らぎは、最近の尖閣列島や北方領土での日本が侮
られるような事態を招いているではありません
か。

予算委員会でのこの点についてしっかりとした質
疑を行うことを申し上げ、質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣(菅直人君) 伊吹議員にお答えを
申し上げます。

まず冒頭、宰相としての経綸を堂々と国民に向
かつて語ってほしいということでありますので、

私も精いっぱい、私の言葉でできるだけ語ってまいると思いますので、ぜひお聞きをいただきたいと思います。

まず最初の質問は、小沢議員の説明責任に関する質問でありました。

北海道五区補欠選挙の結果は一つの民意のあらわれとして真摯に受けとめて、今後の政権運営、民主党の活動の糧とさせていただきますと考えております。

その上で申し上げれば、小沢議員御自身が、国会で決めた決定には私はいつでも従うと十月七日の記者会見でも表明されております。

いずれにしても、政治家の説明責任については、まずは本人の意思が第一であり、現在、幹事長を中心として、本人の意思確認を含む環境整備について努力を行っていたいております。幹事長のこうした努力を見守っていききたい、このように思っております。

第二に、政権の目指すものについての御質問をいただきました。

予算は金銭で内閣のすべての政策を表示するものではないかという御指摘は、一般的に言えばおっしゃるとおりだと思っております。

そこで、私は、所信表明でも述べましたけれども、今回の補正、そして来年度の予算を含めて、ただ、今のいろいろな課題にこたえるための予算という考えではなくて、二十一年間にわたって経済が低迷し、社会が閉塞をする中で多くの課題が先送りされてきた、それを突破するための戦略に基づく予算という位置づけをいたしております。

所信表明でも述べましたように、この政権では、国民が政治に参加する真の民主権を実現することを目指しながら、第一に経済成長、第二に財政健全化、第三に社会保障改革、これらの一体的な実現と、その前提としての地域主権改革の推進、そして、国民全体で取り組む主体的な外交の

展開を五つの重要政策課題として所信表明でも申し上げました。

ぜひ野党の皆さんにも、他の問題をもろろん取り上げることは結構ですが、私が正面から皆さんに提起したこの五つの課題についても御議論をいただきたいと、この場からお願いを申し上げておきたいと思っております。

そして、日本経済の立て直しに当たっては、雇用を基軸とした経済成長が必要であり、医療、介護、子育て、環境など需要が多く見込める分野で雇用を創造し、成長と雇用に重点を置いた国づくりを強力に進めたいと考えております。

御指摘のとおり、予算は内閣のすべての政策をあらわすものでありますので、ぜひ、二十二年度補正予算はこうした基本的な考え方に基づいて提起をいたしておりますので、皆さんの御理解と御賛成がいただければありがたいと思っております。

次に、補正予算の提出時期について御質問いただきました。

政府としては、現下の円高や海外経済の減速懸念等の厳しい経済情勢や先行きの悪化懸念を踏まえ、早い段階から切れ目のない対策を講じてきたところであります。八月末には経済対策の基本方針を決定し、これに基づき、九月十日に新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策を決定いたしました。その上で、まずステップワンとして、二十二年度予算でこのような事態にすぐ対応できる予備費を活用し、この予備費そのものが既に経済危機対応・地域活性化予備費という位置づけでありましたので、これを使つての政策を提起いたしました。

伊吹さんからは、なぜこのときに補正予算を一緒に出さなかったかという趣旨のお話がありましたが、御承知のように、補正予算を提起すれば、国会に審議をお願いして、ある程度の時間がかか

ることを覚悟しなければならないことは当然であります。しかし、予備費であれば即実行できるというところで、まずステップワンとしては即実行できるスピーディーな対応をしたということをしつかりと御理解いただきたいと思っております。

そして、その後、間を置かず、九月二十七日に、経済対策のステップツーにおいて、与野党と意見交換を進めるよう政調会長に指示し、野党の皆さんからの申し入れも十分取り入れて、十月八日に対策を閣議決定いたしましたわけです。

これも伊吹先生御承知のように、こうした政策方針を決定して具体的に補正予算の数字を固めるにはやはり三週間程度の時間が必要なわけでありまして、大車輪で対応した結果、十月二十九日に補正予算を国会に提出したもので、ぜひとも、それだけ重要でスピーディーさを要する補正予算でありますから、皆さんにもスピーディーな審議を心からお願ひ申し上げます。

このように、今回の補正予算は、単発の場合典型的なものではなく、新成長戦略の実現による景気の自律的な回復という大方針のもと、一連の対策をステップワン、ステップツー、さらには来年度予算のステップスリーとして考えられたもので、タイミングを逸したという御指摘は全く当たっておりません。

次に、企業業績の改善について、自民党の補正予算のたまものと考えるけれどもいかがかという御趣旨の御質問がありました。

リーマン・ショック以降の景気を持ち直しとともに、企業収益が改善をいたしてきました。その背景には、私も自民党時代の予算そのものが効果が全くなかったと申し上げるつもりはありません。しかし、最も大きいのは今年度予算そのものにあると思いますが、いかがでしょうか。

つまりは、今年度予算の規模を……(発言する者あり)

○議長(橋路孝弘君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(菅直人君)(続) 今年度予算の規模についていろいろな議論がありましたけれども、G20などの場でもいろいろ議論がありましたけれども、私は、今の日本の状況ではまだ出口戦略にストレートに入るには早過ぎるという認識のもとに、少なくとも、それ以前の自公政権がつくられた予算の規模に関して、必ずしも規模としてはそれほど変わらない予算をつくることによって景気刺激的な予算として継続をしたというのが、基本的に、私は、今日における景気のいわゆる腰折れとか二番底を回避してくることができた最も大きな要素と考えております。

昨年の政権交代以降、新政権では、経済、雇用問題に力を入れ、適時対策を講じるとともに、今申し上げたように、二十二年度予算でも、国民生活を守り、経済への影響に配慮した規模、内容として景気の下支えをいたしたところでありまして、これによって二番底等が回避された、このように考えているところです。

次に、財源の支出先について、考え方に対する御質問がありました。

まず、現在のように需要が不足する中では、供給能力を高める政策を行うだけではますますデフレが進行してしまいます。小泉・竹中政策が大失敗したのは、デフレ下においてデフレを促進するような経済政策をとったからであることは、だれの目にも今や明らかだと思っております。(発言する者あり)

○議長(橋路孝弘君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(菅直人君)(続) そこで、私たちは、雇用の創造に基づく消費や需要の創出を進めていくことが重要と考えて進めてまいりました。

具体的には、雇用の創造によりまず失業率が低下をしますと、ある意味では賃金に対して引き上げの圧力になって、それそのものがデフレからの脱却の一つの要素になります。加えて、雇用が増大することは、当然、新たに仕事についた人によつて消費が刺激され、そうした人の所得がふえ、そしてさらなる需要が回復していく。つまりは、雇用が創造されるというところからスタートをして、そうした経済の好循環を生み出したいというのが基本的な私たちの考え方であり、政府としては、こうした雇用の創造を起点とした経済の好循環を確かなものとするために今回の経済対策を着実に実施していきたいと考えております。その意味で、潜在需要の多い医療、介護、子育て、環境など新たな雇用を生み出して、新しい需要の創造を目指しているわけです。

何か、家計への直接給付についていろいろ御質問もありましたけれども、子ども手当そのものは、基本的には少子化対策、子育て支援を目的としており、もちろん、その経済効果としてもプラスの要素になると思っておりますけれども、基本的には、今の福祉がややもすれば子供に余りにも手が薄い、これに対して対応しようというものが子ども手当の基本的な考え方であるということ、改めて申し上げておきたいと思ひます。

社会保障の財源を消費税に求めることについての御質問をいただきました。社会保障制度がしっかりしなければ国民の将来不安はぬぐえず、改革を急ぐ必要があると考えております。

一般論としては、私はいつも申し上げますが、二つの考え方があると思ひます。多少国民の皆さんに負担をしていただいても安心な社会をつくることを重視するのか、それとも、負担はできるだけ少なくして個人の責任に多くを任せるのか。私は、前者の、ある程度の負担をしても安心な社会

をつくる必要がある、このように考えております。こういった基本的な考え方に立つて、社会保障改革の全体像について、必要とされるサービスの水準、内容を含め、国民にわかりやすい選択肢を提示した上で、その財源をどう確保するか、それに、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行つていきたいと考えております。このため、先月二十八日には政府・与党社会保障制度検討本部を立ち上げたところであります。

今後は、ぜひとも党派を超えた社会保障改革の検討を進めたいと考えており、野党の皆さんとも意見交換をし、御提案があればぜひそれも受けとめながら、建設的な議論を行つてまいりたいと考えております。

次に、自民党財政健全化法案質疑に関して御質問をいただきました。

先般、自民党が本院に提出された財政健全化責任法案は、その方向性や財政健全化の目標などについて、私たち政府が決定した財政運営戦略と基本的には同じ方向にある、このように認識をいたしております。

また、我が国の財政の状況や今後の財政健全化に向けて道筋を国民の前でオープンに議論することは、各党各会派が問題意識として共有すべきものが生まれてくる機会になると思つております。

このような重要な課題について国会で十分な議論を行うためには与野党を超えた広い合意が必要であり、もちろん国会という場での御議論ですが、私も、我が党を含め各党各会派の熱心な議論を期待いたしております。

次に、マニフェストの工程表に関する御質問をいただきました。

昨年の総選挙マニフェストに掲げたものの中で、暫定税率など見送りをいたしましたけれども、しかし、子ども手当、高校無償化、農業の戸

別補償など、マニフェストに盛り込んだ多くは実現しないしは着手をいたしていることは、いろいろな機会にも申し上げてまいりました。

それに加えて、昨年の予算編成では、過去二十年間の自民党を中心とした政権ではやれなかったことを思い切つてやりました。まずは、公共事業を一八%減らす一方で、社会保障を九・八%増加させ、教育費を五・二%増加するなど、予算編成が非常に硬直化していたものを大きく変えることができたことは、私は改革の大きな第一歩だったと確信をいたしております。

今後もマニフェストについてはできるだけ誠実にその実現を図つてまいりますが、もちろん、財政上の制約などでもできないものについては、しっかりと国民の皆さんに説明をして御理解をいただきたい、このように思つております。

最後に、解散・総選挙に関する御質問をいただきました。

伊吹先生からは、参議院選挙に負けたのは消費税の発言ではないと、ある意味では、私にとつては何とお答えしているのかわからないような御質問でありましたが、少なくとも私自身の反省は、まだまだ無駄の削減など徹底的にやるということを前提に、社会保障と一体でこうした議論を行わなければならぬということも含めて申し上げたつもりであつたわけですが、残念ながら、私の表現の不十分さで、何か即時に消費税を引き上げるかのような誤解を招いたことが大きな敗因であつたと思つております。

逆に言えば、国民の皆さんが参議院選挙で示された一つの意思は、もつと原点に戻つて頑張れ、そういう叱咤激励であつたと私は受けとめているところであります。

私の内閣としては、マニフェストについて、先ほど申し上げたように最大限の実現のための努力

を行うと同時に、この国会冒頭で御説明をいたしました、二十年にわたつて先送りされてきた五つの重要課題を先送りしないよう全力を挙げて取り組んでいく、そのことがこの内閣の仕事であつて、総選挙については全く念頭にないことを申し上げて、答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 大串博志君。

(大串博志君登壇)

○大串博志君 民主党の大串博志です。

私は、民主党・無所属クラブを代表しまして、一昨日の野田財務大臣の財政演説を受けましての質問を行わせていただきます。(拍手)

まず、菅総理に対して、現在の日本の経済の状況、そして、それへの対応について、お考えをお尋ねしたいと思ひます。

リーマン・ショック以降、世界各国においていろいろな対策がとられてきました。その結果、世界経済は、当初懸念された恐慌の状況に陥ることを免れ、今日に至つています。しかし、やはりその傷跡は大変大きいものであつたと言わざるを得ません。先進諸国、すなわち、大きな経済におけるバブルの崩壊は長期的な経済低迷、デフレ的傾向に帰結するのではないかというおそれを今の世界経済は示すものとなっております。

また、日本においては、少子化、人口減少、未曾有の需要不足、そして投資機会の不足という構造的な課題を抱え、国の経済社会制度そのものを見直していく必要性に迫られている段階に來ています。この深刻さに真正面から向き合い、外的環境の厳しい中で、さらに内的にもこのような構造的な問題を抱える日本経済を、これまでの延長線上ではない大胆な発想で、いかにつくり直して、立て直していくのかが問われています。

このような状況下で、日本経済の短期、中期、

長期の見通しをどう見ているのか、そして、それに対して、どのような改革を行い、どのような方向性に日本経済を引っ張っていくかとしているのか、総理のビジョンを述べていただければと思います。

さらに、顕著に減速傾向を示す足元の景気動向への対応は、まさに待ったなしであります。先ほど述べましたように、先進国経済が低迷する様相を長引かせる中で、近い将来の景気の動向については、強い危機感を持って慎重な態度で臨んでいくべきだと思います。

去る八月半ば以降に円高が急進し、経済減速傾向が明らかになって以降、政府は、八月末には九千二百億円の規模の経済対策の方針を打ち出し、さらに、その一カ月後の十月初めには約五兆円規模の経済対策を打ち出しました。一カ月半のうちに約六兆円に及ぶ経済対策を打ち出したわけであります。思い出して見ても、二年前、リーマン・ショックが九月に発生した後、補正予算案が国会で議論され始めるまでに数カ月かかったことと比べると、相当程度迅速な動きであつたと私は思います。

私が述べたような危機感を政府も共有してくれていると理解していますが、今回の経済対策、補正予算案について、どのような考えでどのような対策としたのか、菅総理の思いを述べていただきたいというふうに思います。

さらに、今回の経済対策を含む補正予算案は、現下の厳しい経済情勢のもとで、国民生活を緊急に支えるものであります。したがって、国会で熟議の上、できるだけ速やかに世の中に送り出し、執行していくべきものであります。

いわゆるねじれ国会の中にあつては、本補正予算案は、国会の審議の中でも与野党の幅広い理解と支援を得られるようなものであつてしかるべきものです。この点、どのような工夫や考え方が用

いられたのか、野田財務大臣から御説明をいただきたいというふうに思います。

さらに、円高の問題についてです。

この数カ月間の円高への動きは相当に激しいものがあります。輸出産業を中心とする我が国産業に大きなマイナス影響を与えかねないものであります。確かに、ほかの準備通貨国・経済圏である米国あるいはユーロ圏がそれぞれの通貨の通貨安を受け入れているという見方のある中で、日本単独の為替市場での行動の効果が限られるということはあるかとは思いますが、しかしながら、為替の変動が過度に激しい場合には、変動を抑制するという観点から果敢な行動を日本単独でもとるべきだと思いますが、野田大臣の御所見をお伺いしたいと思えます。

あわせて、国際通貨体制についてお伺いします。

中国が、世界第二位の経済大国として私たちの目の前にあらわれてきています。世界経済に大きな影響を与える存在です。しかしながら、中国においては、経済の世界における民主主義とも言える市場経済的な運営が完全にはなされていません。その大きな要素が為替です。世界第二位の経済大国が十分な柔軟性を欠く為替制度を維持しているという現実、これが世界経済にある種のインバランスをつくり出している可能性も否定できません。

中国一国の問題というよりも、国際通貨体制全体について、新しい目線であるあり方を考えるべきときに来ているのではないかと思います。野田財務大臣の所見をお伺いいたします。

現在の日本経済の最大のリスクの一つは、長引くデフレです。これについて、先般、日本銀行は、実質のゼロ金利政策を明確化する決定を行いました。この点については、歓迎し、受けとめたと思います。

日本の長期化するデフレは、金融面の、マネタリーな現象であるのか、それとも、日本経済の需不足に象徴されるような構造的な問題なのかという点の論争が長く闘われてきました。そのどちらの立場をとるかによって、金融政策に対する態度が異なります。この論争には知的な興味を覚えますが、政策決定者の一人として考えるときの結論は一つです。すなわち、両方の可能性から対応をとるということであります。

すなわち、構造的な需不足に対応するためには、日本経済社会の構造的な転換を含む改革を行っていくかなければなりません。他方、マネタリーな要因であるという可能性に対応し、適時かつ果敢な金融政策の実施を通じて、適度なインフレとしてインフレ期待が生じるよう、金融政策の信頼性、そしてクレジビリティを高めることが極めて重要であります。

この点、目標を設定する政府、そしてそれに対しての完全なオペレーション・インディペンデンスを持つ中央銀行という、イギリス型の、政府と中央銀行との関係を前提としてのインフレ・ターゲット・インク政策も、中央銀行に対する政治の圧力を排しつつ金融政策についての説明責任を高めていくという仕組みとして、一考に値すると思えます。

このようなマネタリーな面、構造面の双方から、デフレに対して本腰を入れた対応をとるという点についての野田財務大臣の見解を求めます。

次に、財政についての課題です。

日本の財政が危機的な状況にあることは、だれにも明らかです。日本の財政の持続可能性をどのように確保していくか、この点は、党派を超えて、国民的な議論のもとに理解を得て、しかも、早急に具体化していかなければならない課題

です。先般の参議院選挙においては消費税の議論が大きく取りざたされましたが、財政の持続可能性を考える際には、歳出、歳入の両面から取り組みを行っていくかなければなりません。

政府は、事業仕分けなどを通じて、これまでの政権ではなし得なかった、聖域なき歳出の見直しに取り組んでいます。さらに、先般、政府・与党社会保障改革検討本部を立ち上げ、また、その前に、民主党においては、税と社会保障の抜本改革調査会での議論を開始させ、国民にとっての真の安心をつくり出すために、抜本的な社会保障制度改革の取り組みを始めています。

野田財務大臣にお尋ねします。

今、政府は、六月に策定した財政運営戦略、中期財政フレームに基づいて中期的な財政運営を行うこととしていますが、そこから一歩踏み込んで、財政の持続可能性を確保していくための具体的なステップについてどのように考えているのか、社会保障制度改革を含めた歳出構造の改革をどう行っていくのか、税制を含めた歳入面での改革をどう行っていくのか、さらに、それを行っていく上で、当面の脆弱な経済状況、極めて深刻なものに対してどのようにバランスをとっていくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

以上、中期的、長期的な経済財政運営のあり方も踏まえながら、極めて厳しい足元の景気動向への対応などについてお尋ねしました。

今回提案されている補正予算案は、今の景気を何とかしてほしいという国民の皆様の生活の中からの声にこたえるものであります。国会において大いに議論を尽くし、そして早期に国民の皆さんに生活の下支えをお届けできるよう私たち議員一人一人も取り組んでいくことの大切さを改めてこの場で申し述べて、私からの代表質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣菅直人君 大串博志議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日本経済の見通しと方向性のビジョンについての御質問をいただきました。

日本経済の短期の見通しについては、基本的に、現在、消費、投資を中心とした自律的な経済成長が期待をされておりますけれども、残念ながら、まだそこまでは回復せず、下振れのリスクが増大している状況であります。

また、中長期的に見ると、内需、外需の環境について慎重な前提を置いた慎重シナリオのもとで、二〇二〇年度までの平均名目、実質ともに一％台半ばの成長という見通しもあります。もう少し積極的なシナリオのもとでは、二〇二〇年度までに平均名目三％、実質二％を上回る成長が試算されているところであります。これが私たちの新成長戦略の一つの目標となっていることは、御承知のとおりであります。

その中で、日本経済を引っ張るビジョンについてであります。私は、この日本経済の立て直しのかぎとして、雇用ということを言っております。

これは、単に失業者に対する対策としての雇用ということではなくて、新たな雇用を創造して失業率を低下させることが、賃金全体を押し上げる力にもなり、デフレ脱却の道につながる同時に、新たに雇用についた人が消費をすることで消費が刺激され、そういう好循環を生む上で、経済が活性化すると考えているからであります。

こういった分野は、言うまでもなく、医療、介護、子育て、環境など需要が見込める分野でありまして、こういったところに重点的に、場合によっては財政配分も含めて行っていくことが必要

だと考えております。

また、あわせて、新成長戦略にも盛り込みましたが、アジアの目覚ましい発展を我が国の成長につなげていくことが重要であります。

せん。だつて、日本とインドのEPAが実質合意をし、また、先日、私が出かけたベトナムとの間で、日本にとっては史上初の原子力施設の受注が決まり、レアアースの採掘権が確保されるといった、そういったアジアの国々の成長を日本の成長につなげていくということが一歩一歩今進みつつある、このように申し上げても決して言い過ぎではないと思っております。

短期的なカンフル剤の投与ではなく、このような、雇用から始まる中長期的な成長経路の軌道に日本経済を乗せることが大切と考えております。今から来年度に向けて、ステップワンはもう既にスタートしておりますが、ステップツー、ステップスリー、そういった形で成長軌道に乗せていきたい、このように考えているところであります。

第二点として、経済対策と補正予算案の考え方について御質問をいただきました。

これは、大串さん御自身も話がありましたように、やはり、スピード感、時間軸というものが大変重要だと考えております。

先ほど御指摘もいただきましたように、本年度予算が成立した後、日本経済の二番底などを避けるためにいかにするか。

そこで、まずステップワンとしては、即座に活用できる経済活性化準備費を使ってそうした活性化のつなぎ役をお願いし、それと並行して、現在お願いしている補正予算の立案を始め、提出をさせていただき、そしてステップスリーとしては、言うまでもなく、来年度予算にそれをつなげていって、こういった形で、それこそ、車のギアをだんだんとチェンジしながら加速していくよう

な、そういう日本経済の運転によって成長軌道に乗せていきたい、このように考えているところであります。

第二に、新成長戦略の実現による自律的な回復という大方針のもとに、先ほども申し上げましたように、雇用というものを一つの軸として、政策に一貫性、整合性を持たせて推し進めていくという考え方であります。

第三は、予算、税制といった財政だけでなく、お金を使わないけれども効果のある規制・制度改革にも力を入れているところであります。「日本を元気にする規制改革一〇〇」として、都市再生、住宅投資の加速化、介護・医療分野での雇用創出など、規制・制度改革も政策手段として強力に進めてまいりたいと思っております。

こうした政策を総合的、一体的に発動していくことにより、需要と雇用に立脚した経済成長をぜひとも実現してまいりたい、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣野田佳彦君登壇〕

○国務大臣野田佳彦君 大串議員からは、私には五問、御質問がございました。謹んでお答えをしたいと思います。

まず、補正予算についてのお尋ねでございます。特に、与野党の幅広い理解と支援を得られるような工夫をどうするかというお尋ねでございます。

補正予算を含む経済対策の策定に当たりましては、まず、与党からの御提言だけではなくて、各党から、野党からの御提言もしっかり受けとめまして、規模感あるいは中身において相当程度取り入れたというふうに思っております。

その上で、五つの柱を立てました。「雇用・人材育成」、そして「新成長戦略の推進・加速」、「子育て、医療・介護・福祉等」、それから「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」、そして規

制・制度改革」、この五本の柱を重要と位置づけまして、その中で、経済の活性化や国民生活の安定、安心に真に役立つ政策を実施することとしております。

現下の厳しい経済情勢に対応し、景気回復を確実にするために、本補正予算の一刻も早い成立が必要でございます。お尋ねがあるならば、丁寧に丁寧に丁寧にお答えをしたいと思います。一方、切れない経済対策が必要でございます。速やかな御審議もあわせて心からお断りを申し上げます。

続いて、為替介入の方針についてのお尋ねがございました。

現在、我が国においては、デフレが進行し、経済情勢が依然として厳しい中、為替相場の過度な変動は、経済や金融の安定に悪影響を及ぼし、看過できない問題だというふうに認識をしております。

こうした考え方を踏まえまして、為替の動向については従来から細心の注意を払ってきたつもりでございますが、その中で、議員御指摘のとおり、九月十五日、約六年半ぶりに為替介入を実施させていただきました。これは、為替相場の過度な変動を抑制する観点から実施したものでございます。

引き続き、為替の動向については重大な関心を持って注視をしていきながら、必要なときには、介入も含めて断固たる対応をとっていききたいと考えております。

続いて、三問目は、国際通貨体制についての御質問でございます。

国境を越えた資金の大規模な移動が世界経済の不安定要因の一つになっているという指摘がございます。国際金融・通貨体制を安定させることは、ますます重要となつてまいりました。こうした状況を踏まえまして、先般、韓国の慶

州で開催されましたG20の財務大臣・中央銀行総裁会議におきまして、通貨については、根底にある経済のファンダメンタルズを反映し、より市場で決定された為替レートシステムに移行することに加えまして、これまでの合意からさらに踏み込んで、準備通貨を持つ国々を含む先進国、いわゆるドル、円、ユーロ、こうした通貨を持つ通貨当局は、為替レートの過度な変動や無秩序な動きを監視するという合意をした次第でございます。

国際通貨体制全体についても、安定的でよく機能する国際通貨システムを促進するための努力を再活性化することに合意をいたしました。

このように、大串議員御指摘のように、国際協調の観点から取り組みを進めていくことが重要であり、我が国としても、こうした取り組みに積極的に参画をしてまいりたいと考えております。

四丁目のお尋ねは、デフレへの対応についての御質問、マネタリーな面と構造面、双方から本腰を入れよという御趣旨だったと思います。

日本銀行は、先日、十月五日でございますが、金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進するために包括的な金融緩和と政策を決定したところでござい、一歩踏み込んだ措置をとられたものと認識をしております。

なお、日本銀行は、中長期的な物価安定の理解に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで実質ゼロ金利政策を継続すると明示もいたしました。

日銀においては、こうした方針に基づき、引き続き、デフレ克服を初め、経済を金融面から支えていただくことに期待をしたいというふうに思っています。

また、政府としても、新成長戦略において、デフレの終結をマクロ経済運営上の最重要課題と位置づけまして、当面は、デフレによって抑えられ

ている需要の回復を中心に政策努力を行うこととしております。

さらに、デフレ脱却と経済の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするために、総理もお答えございましたけれども、三段構えの経済対策を決定し、ステップツールの対策を実現するための経費等を計上した補正予算を今般提出したところでございます。

今後、ステップスリーとして、平成二十三年度予算における新成長戦略の本格実施を図ることにより、日銀の金融政策と一体となつて、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長を実現するために全力で取り組んでいきたいと考えております。

最後に、財政の持続可能性を確保していくための具体的なステップについての御質問がございました。

現在、政府として解決すべき最重要課題は、経済成長、そして財政健全化、社会保障改革、これを一体として実現することだと考えます。

特に財政健全化は、どの内閣にとつても逃げることでできない課題でございます。六月に財政運営戦略を閣議決定いたしました。そのことによつて財政健全化への道筋をお示したところでございます。新成長戦略実現会議や中期財政フレームに基づく予算編成を通じて、新成長戦略と財政運営戦略を一体的に推進し、成長と雇用拡大を実現しながら、一歩ずつ目標の達成を目指していきいたいと考えております。

また、社会保障改革においては、大串議員御指摘のとおり、先日、政府・与党社会保障改革検討本部を設置したところでございます。社会保障改革の全体像を国民にお示した上で、そのために必要な財源をどう確保するか、こうした考えを詰めていきたいと考えております。

さらに、現下の厳しい経済情勢に対応し、デフレ脱却と経済の好循環を確かなものとするため

に、今般、新規国債の発行を伴わない形で平成二十二年補正予算を提出したところでございいたします。

いずれにせよ、持続可能な財政、社会保障制度の構築やセーフティネットの充実、雇用の創出、国民の将来不安の払拭による消費需要の刺激につながり、経済成長、財政健全化、社会保障改革を一体的に実現するものであると考えております。

大串議員も税と社会保障の抜本改革調査会の事務局長を務めておられますけれども、政府と与党一体となつて、さらには野党の皆さんとも意見交換しつつ、着実に改革を進めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 齊藤鉄夫君。

(齊藤鉄夫君登壇)

○齊藤鉄夫君 公明党の齊藤鉄夫でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました補正予算案に対し、菅総理に質問をいたします。(拍手)

総理、菅政権発足から二十兆円、民主党政権発足から四十二兆円、これは、この間失われた東証一部上場企業の時価総額、つまり、日本を代表する企業の失われた資産の総額です。民主党菅政権による政策不況でこれだけの損失を日本経済にもたらしながらも、まだあつたらんとしている菅政権に対し、野党時代に民主党がおつしやうていた、政権交代こそ最大の景気対策であるという言葉をそっくりそのままお返しいたします。

今、日本は劣化を始めています。そのリーダーシップを発揮しているのは、総理、あなたです。総理は、ことし七月の参議院選挙において、民主党内で議論されていなかった消費税増税議論を突如打ち出しました。そして、国会冒頭の所信表

明演説では熟議の国会と言いつながら、またしても、民主党内で何の議論もなされていなかったTPP参加の検討を指示しました。民主党内は再び紛糾しています。安易なリーダーシップにより、党内はおろか日本国全体を混乱に陥れ、かえつて建設的な議論を遠のかせてしまつていくことに気がつかないのですか。

今月一日、ロシアのメドベージェフ大統領が北方領土の国後島を訪問するという、我が国主権にかかわる重大な事態が起こりました。九月二十七日の中口首脳会談以降、尖閣諸島の日中問題に歩調を合わせたかのように、同大統領が北方領土への訪問を明言してまいりました。にもかかわらず、対中外交同様に腕をこまねき、大統領訪問を回避することができなかったのは、総理の重大な失策であると考えます。答弁を求めます。

鳩山前総理の迷走により混迷をきわめる普天間問題に端を発する日米のぎくしゃくした関係、尖閣諸島の問題での菅政権の幼稚な対応によつて複雑化する日中関係、そのような日本の国際的威信の低下を見透かすかのようなロシア大統領の今回の訪問、これらの問題はつながつております。それをつなげているものは、民主党政権の定見と覚悟のなさであります。このように、国民は、この一年、劣化の一途をたどる日本の政治に不安を抱き始めています。総理の所感を求めます。

次に、政治と金の問題についてお尋ねします。公明党は、今般の補正予算審議に当たり、小沢氏の証人喚問も含めて、説明責任を果たすよう求めてきました。

総理は、十月十三日の衆議院予算委員会において、公明党の石井政調会長の小沢氏証人喚問に関する質問に対し、場合によれば御本人の意向に沿わないでもこれをやらざるを得ないというときには党として判断していきたいと答弁されました。御本人の意向に沿わないでもと総理みずから言わ

れたとおり、民主党代表として、小沢氏の証人喚問を行うことを決断し、説明責任を果たすよう指示すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、企業・団体献金の解禁について指摘をしておきたい。

特会の中で何が行われ、無駄、税金の浪費はないのか、政治家の癒着が制度の裏にあったかもしれない、そのことも議論いただきたい。総理、これは、先日の事業仕分け第三弾の冒頭、担当大臣によるあいさつです。しかし、その前日に、岡田幹事長は、その政治家の癒着の温床と指摘されてきた企業・団体献金の再開を決定しました。さまざまな課題について決定が先延ばしされる中、こういうことの決定は早いんですね。私はびっくりしました。

衆院選、参院選の両マニフェストにも企業・団体献金禁止を掲げ、総理自身、所信表明演説で年内の方針を取りまとめたといふことを、よもやお忘れではないでしょうか。総理は公約に反しないと言われたと聞きます。しかし、だれが見ても公約に反しており、クリーンな政治に逆行しているではありませんか。

所信表明演説で、金のかからないクリーンな政治の実現、国民の強い要望です、私自身の政治活動の原点ですと高らかに宣言された総理の認識を改めて伺いたい。

いまだなされていない高速道路無料化、暫定税率の廃止、子ども手当もわかりです。いとも簡単に前言を撤回し、マニフェスト違反を繰り返す。そして、場当たり外交により日本の国際的地位を失墜させる。さらにその上に、政治と金の自浄能力のない民主党が政権に国民の血税の使い方をゆだねることはできないと国民は思い始めております。

そのような民主党政権による補正予算案で、果たして景気浮揚や経済対策が成果を上げることが

できるのか、信頼に足る景気対策であるのか、国民、市場、そして世界はじつと見詰めているのです。

十月の月例経済報告によれば、景気はこのところ足踏み状態という下方修正がなされ、市場関係者や専門家の間からも、菅政権の経済運営による人災が一因ではないかといった声が上がっています。総理、年末を前に足踏み状態にある経済について、どうとらえ、どのように手を打とうとされているのか。

また、財務省、日本銀行は、九月十五日、日本単独による為替介入を実施しました。しかし、その後も一ドル八十円台を推移し、十月二十九日には一時一ドル八十円三十七銭まで上昇し、戦後最高に迫る高値水準をつけました。にもかかわらず、政府にも日銀にも、日本の産業と雇用を守るためには体を張ってでもできる限りのことをするという覚悟が見えてきません。政府、日銀の連携の悪さも世界に見透かされ、さらに円高が進む。とまらぬ円高に悲鳴を上げる製造業下請中小企業の苦悩が、総理、あなたにはわかっていないのですか。円高対策について総理の所見を伺いたい。

補正予算案の位置づけについて確認したいと思えます。

今、日本の経済財政運営で必要なのは、一つはデフレ脱却、景気回復であり、二つ目に財政の健全化でございます。

デフレ脱却、景気回復に向けて、政府は六月に新成長戦略を策定しました。同じく財政健全化に向けては、財政運営戦略を発表しました。今回の補正予算案は、それ以降初めて提出されたものであり、いわば管内閣の経済財政運営についてのグランドデザインと言えます。

今回の補正予算案は、政策の趣旨や規模において、その二つの柱を実現するにふさわしい予算案なのか、スローガンだけではないのか、総理、お

答えください。

公明党は、八月三日の衆議院予算委員会、追加的な経済対策の必要性について、財源も含めて提示いたしました。それから既に三カ月が経過しています。余りにも遅過ぎるのではありませんか、もっと早い時期に補正予算編成を指示すべきだったと反省されませんか。総理の答弁を求めます。

また、政府が経済対策をまとめ始めたところから既に円高は進行し、その上に、エコカー補助金などの経済対策効果が切れていくことは明々白々でありました。ちょうどそのころ、米国の初め国際経済の世界では、不況からの脱却に向けて大胆な金融緩和を始め、各国政府、中央銀行みずからが血眼になっている中で、管内閣ののんきなこと。我々の忠告に耳を傾けませんでした。

そもそも、何のために臨時国会を十月上旬に開いたのでしょうか。開会と同時に補正予算を提出すべきだったのではないですか。

総理、残念ながら多くの国民は、管内閣に、経済に対する危機感と、それを乗り越える確固たる経済政策があるのか、理念があるのかと、大いなる疑問を感じております。総理の答弁を求めます。

さて、平成二十二年度補正予算案について伺います。

今補正予算案のもととなる経済対策では、国費ベースで五・一兆円の規模となっております。しかしながら、実際には経済対策とはほど遠い、まさしく粉飾がなされていることをまずは指摘しておかなければなりません。

第一は、地方交付税一・三兆円であり、しかもその地方交付税は、昨年度及び今年度の増収に伴ういわば自然増であり、経済対策としてカウントすることが適当なのか、甚だ疑問であります。しかも、今年度活用分は三千億円で、残りの

一兆円は来年度予算に回されており、結局は来年度の地方財政計画の中に組み込まれるだけで、経済対策とは到底言えないのではありませんか。政府の資料でもあって別掲で地方交付税を除いた数字を記しているもの、そうしたやましきがあるからでしょう。まさに、みずから粉飾であると公言しているようなものであります。

第二は、来年度予算の公共事業の契約の前倒し二千四百億円、いわゆるゼロ国債であります。結局は来年度当初予算の枠内で行う公共事業にすぎず、追加的な需要を生み出すものではありません。

このように考えれば、真正の補正予算の規模は、五・一兆円ではなく、四兆円にも満たないことになるのではありませんか。総理の答弁を求めます。

また、政策の一貫性に疑問を持つ施策も見受けられます。

例えば、我々が政権与党だったときの平成二十一年度第一次補正予算で盛り込んだ地域医療再生基金、これは、医療機能の強化や医師確保などの取り組みを支援するためのものですが、鳩山政権では、このうち七百五十億円を執行停止にし、多くの自治体で計画の変更を余儀なくされるなど、大混乱を招きました。しかし、今般の補正予算では、一たんみずから減らした基金を大幅に拡充しているのではありませんか。それでは、昨年の執行停止と、それによる自治体の大混乱は一体何だったのでしょうか。

総理は執行停止の間違ひをお認めになりますね。まさに、民主党政権の政策の一貫性のなさ、場当たり的な対応そのものではありませんか。総理の答弁を求めます。

さて、今回の事業仕分けにより、ジョブカードは廃止との判断が下されました。政府が六月に示した新成長戦略で、二〇二〇年までにカード取得

者を三百万人にするとしていたにもかかわらず、
たつた四カ月で方針転換をしたのでしょうか。総
理の答弁を求めます。

私たち公明党が九月二日に発表した緊急経済対
策では、雇用対策に三千百二十五億円、地方の知
恵を活用した需要創出に一兆二千億円の交付金の
創設を提案しております。

しかし、今回の予算案では余りにも規模が小さ
過ぎます。来春卒業する学生の三割がまだ就職
のめどが立っていないなどの雇用の現状を御存じ
ないのか。一に雇用、二に雇用、三に雇用と言っ
て総理になられた方が取りまとめたとはとても思
えません。場当たり的な対策ばかりで、持続的に
雇用を生み出す姿が全く示されておりません。菅
総理、あなたは一体どのような方法で五十万人も
の雇用を生み出そうとお考えか、お答えくださ
い。

また、中小企業対策について言えば、経済を成
長させ、仕事を生み出すことが最重要課題である
にもかかわらず、ホチキス政策と巷間やゆされる
ように、各省からの寄せ集め政策集のような内容
になっており、戦略も方向性もない。これでは民
間からの投資を呼び込むことも困難です。どこに
注力し需要をつくらうとしているのかわからない
政策の予見性の欠如が今回も露呈した格好であり
ます。

総理、あなたは、この国を一体どうしたいの
か、どのようにして元気にしたいのか。雇用対策
や中小企業対策に象徴されるように、この予算案
で景気回復への責任を果たしていると総理は本当
に思いませんか。見解を求めます。

このたび提出された予算案は、いわば規模の小
さい本予算のようなものであり、余りに総花的で
あります。緊急性を持って取り組んでいく角度が
全く見えず、現在の厳しい経済状況、疲弊する現
場の現状を認識しているとは到底言えません。

さまざまな問題が多様化する世の中であるから
こそ、よりきめ細やかな政治の下支えが求められ
ています。私たち公明党は、これからも、地域の
皆様の切実な現場の声を敏感に感じ取りながら、
全議員が一人となつて働いてまいることを申し上げ、
私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇)
○内閣総理大臣(菅直人君) 斉藤鉄夫議員にお答
えを申し上げます。

まず、リーダーシップについての御質問、これ
はT P Pに関することだったかと思ひます。
T P Pについて、まず、現在の日本の農業の活
性化と再生をいかに実現していくのか、このこと
と経済の自由化ということ、この二つをいかにす
れば両立させることができるか、これは、我が国
が今考えなければならぬ最も大きな課題だと考
えております。

御承知のように、現在の農業従事者の平均年齢
は六十五・八歳でありまして、このままの形で
は、経済の自由化と必ずしも関係なく、このまま
衰退していきかねない状況にありますので、何と
しても若い人が農業に参画できるような抜本的な
農業の改革が必要だ、このように考えていること
であります。そういった形をしっかりとリー
ダーシップを持って進めていきたいと思つており
ます。

また、新成長戦略の展開の中で、社会保障制度
改革など、これらも、困難があつても果敢に取り
組まなければなりません。これについては与野党
を超えた議論をぜひお願いしたい、このよう
に思っております。

次に、ロシア大統領の国後訪問と各国との関係
についての御質問をいただきました。
ロシアの最高指導者による北方四島訪問の計画
については、我が国は日ロ二国間の問題として、
さまざまなレベルで懸念を何度も表明しておりま

した。しかし、残念ながらメドベージェフ大統領
が国後島を訪問したことは、極めて遺憾なことだ
と考えます。このことによつて、しかし、我が国
の北方領土問題に対する基本的な考え方、立場が
揺らぐものではありません。

近年、ロシアがアジア太平洋地域に対する関心
を高めている状況の中で、これからの対ロ外交に
ついて、この間、やや対ロ外交の中での北方領土
交渉の目に見える進展が必ずしもなかったわけで
ありますけれども、これからもう一度、こういう
問題にしっかりと取り組む体制をつくつていき
たいと考えております。

今回の訪問を受け、現地の事情等について説明
を受けるため、河野駐ロシア大使を一時帰国させ
ました。ロシアの国内的要因が強いとの説明もあ
りましたけれども、しかし、情報収集などをもち
としっかりとするようにと私の指示を伝えたところ
であります。

また、日中関係あるいは日米関係についてもい
ろいろと御指摘をいただきました。
日中関係については、大局的観点から、戦略的
互恵関係の充実にこれからも努めてまいりたいと
思っております。

日米関係につきましては、私の二度にわたるオ
バマ大統領との首脳会談など、日米同盟を深化さ
せる、それは三本の柱である、一つは安全保障、
一つは経済、一つは文化・人材交流、こういった
方向性で一致をしております、A P E C の折に
も、日本に求められるオバマ大統領と三度目の首脳
会談を持ちたい、このように考えているところで
あります、米国との関係は非常にしっかりと
関係で推移している、私はこのように思っている
ところであります。

次に、小沢議員の説明責任と企業・団体献金、
さらにはマニフェストと補正予算についての御質

問をいただきました。
小沢議員の国会での説明については、小沢議員
御本人が、国会で決めた決定には私はいつでも従
う、こういう表明をされているところでありま
す。

いずれにしても、政治家の説明責任について
は、まずは本人の意思が第一であり、現在、幹事
長を中心として、本人の意向を確認するなど、環
境整備について努力を行っている最中でありま
す。幹事長の努力をしっかりと見守つてまいり
たい。

次に、企業・団体献金についてお話がありま
した。

私は、いろいろな議論の中で一番問題なのは、
企業・団体献金などでもし政策が左右されるとす
ればそれは大変な問題だ、このように思つており
ます。かつてのロッキード事件など、私もいろい
ろな場面を経験いたしましたけれども、そういつ
た、金によつて政治が、政策が左右されることが
ないことではありません。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(菅直人君)(続) 私は、もちろ
ん、できる限り個人献金が望ましいということ考
え、できるだけの努力はいたしております。こ
の企業・団体献金についても、究極的には個人献
金が取つてかわるべきだと考えておりますけれど
も、我が党のマニフェストは、ごらんをいただ
ければわかりますように、そうした企業・団体献金
を全面禁止するという法律が制定された三年間の
経過措置を経て、その間に個人献金を拡大する
という時間を経てそれを実行していくという形に
なっております、そういう意味で、これまで申
し上げてきたマニフェストそのものに矛盾するも
のではないということを示し上げたところであり
ます。

最大限個人献金に移していくよう、ぜひ野党の皆さんにも一緒に御努力をお願いしたい、このように思っております。

次に、経済認識と対策についての御質問をいただきます。

我が国の景気は、リーマン・ショックで大きく落ち込んで以降、一定の持ち直しをきてきておりますけれども、このところ足踏み状態になっているというのは御指摘のとおりであります。また、円高の傾向が進んでいることも御指摘のとおりであります。この点について、先ほど野田財務大臣からも、いろいろな形で、やるべきときにはしっかりとやるつもりです。

と同時に、御承知のように、円高のこの傾向は、一方ではアメリカがとっているドル安政策によつて、必ずしも円ばかりでなく、新興国の通貨が軒並み上昇していることもあります。また、その中で、我が国が、企業がたぐさんの金を持ちながら必ずしも投資をしていない、そういう構造もあります。そして、内需が必ずしも伸びていないという構造もあります。そういうマクロ経済的な観点からすると、これらのお金を思い切つて海外で有効に使うということも必要であります。

今回、ベトナムでレアアースについての採掘権を我が国にバートナーとして認めていただきまして、たけれども、海外におけるそうした資源などに思い切つて投資をしていくことが円高を抑制する一つの手段にもなり得るわけでありまして、そういったことも含めた総合的な対策といひましようか、対応が必要だ、このように考えております。

また、現下の経済情勢についてはスピード感を持って対応していかなければならない、このように考えておられて、ステップワン、ステップツー、ステップスリーという形で、切れ目のない対策を順次打ってきているところでありま。

そういった形での対応をしつかりしていきたい

というのが、経済に対する認識と対策についての私からの答弁であります。

次に、補正予算の位置づけについての御質問をいただきます。

今般の補正予算を含む経済対策は、新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策のステップツとして行ふものであり、その場しのぎの対策ではなく、新成長戦略に基づいて、医療、介護、子育て、環境など、中長期的な需要の強化に資する施策、事業を大胆に推進するものであります。

また、その財源としては、税増収や、既定経費の削減等により、新たな国債の発行を行わないこととしており、財政規律にも配慮を行つていところであります。

補正予算の提出時期についての御質問をいただきました。

政府としては、現下の円高や海外経済の減速懸念等の厳しい経済情勢、先行き悪化の懸念を踏まえ、早い段階から切れ目のない対策を講じてきていところであります。

八月末には経済対策の基本方針を決定し、これに基づき、九月十日に新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策を決定いたしました。その上で、まずステップワンとして、二十二年度予算の予備費を活用して、第一の、経済危機対応・地域活性化予備費の九千二百億円を使った緊急的対応をいたしました。

先ほども他の党から話がありましたが、補正予算を同時に提出せねばいのかという指摘もいただきましたけれども、補正予算の審議には一定の期間がかかりますので、二十二年度予算で既に積んである予備費を使つて即刻実行することがまずステップワンとしては必要だという考えで行つたところでありま。

その後、間を置かないで、九月二十七日に、経済対策ステップツについて与野党と意見交換を

進めるよう政調会長に指示をし、野党の皆さんからの申し入れも十分取り入れ、十月八日に対策を閣議決定し、その後、これも御承知のように、実際の予算案をつくるには三週間程度は作業がかかりますので、それを急いで実行して、十月二十九日に提出をいたしましたところでありま。

このように、今回の補正予算は、ステップワン、ステップツ、さらにはステップスリー、そういう切れ目のない中で、タイミングを逸したという指摘は全く当たらない、このように考えております。

補正予算の規模について、予算の粉飾がなされているのではないかと御指摘をいただきました。

今般の補正予算を含む経済対策は、従来のように、必ずしも、規模がこれだけ大きいからとかこれだけ小さいからということではなくて、雇用を起点として経済を回復軌道に乗せていくという、しかも、切れ目のない政策の一つのステップツとして位置づけられたところでありま。

そういった意味で、御指摘の地方交付税交付金一・三兆円の追加については、おっしゃるようになし、税収増に伴う措置でありまして、同時に、そのうち三千億円を二十二年度中に交付し、また一兆円についても、このことがめどがたつきますので、さまたまなものに対して契約等については活用できるとい意味で、そういう意味での活用は可能だと考えております。

公共事業の前倒しについては、お金の支払いは二十三年度でも、今申し上げたように、今年中の契約ができることとなります。

このような考え方に立てば、今回の経済対策の規模は、合わせますと五・一兆円となるという意味であります。

さらに申し上げれば、今回の経済対策は三段構えで、第一弾の予備費が〇・九兆円、続いて今

回、第二段階の五・一兆円、そして第三段階が来年度の予算という形で切れ目なく講じていきますので、これで本格的な成長路線に乗せていきたいと考えています。

地域医療再生基金の拡充についての御質問をいただきました。

今回の地域医療再生基金の拡充は、昨年執行を停止したものは発想と仕組みが根本的に異なっております。今回は、対象とする医療圏を、市町村よりやや大きい二次医療圏から都道府県単位の三次医療圏に拡大し、広域的な事業を対象とすることとし、また、各地域のニーズに応じた、めり張りのある柔軟性の高い仕組みとしております。

このように、地域における医療課題の解決や医療機関の機能強化を図つたものであり、場当たり的に対応したものではないと考えております。

政府の雇用対策についての御質問をいただきました。

今回のジョブカード関連事業の仕分け結果は、ジョブカード制度の政策目的自体は極めて重要であると認めた上で現行の関連事業の問題点を指摘されたものと理解しており、そうした問題を含めて今後のあり方を、行政刷新会議の本会議、私が議長でありますけれども、そこで検討してまいりたいと考えております。

また、政府の雇用対策としては、環境、健康、観光分野といった潜在的に需要が大きい分野をターゲットに雇用創出に取り組むこととしており、三段構えで成長と雇用に重点を置いた経済対策を推進してまいります。

この雇用対策については、新たな雇用をつくる分野、それから、外国に企業が出るようなものを何とかとどめて雇用を守る分野、そして、特に中小企業は、今なお新規卒業生に対する求人倍率は四倍程度になっているけれども、残念ながらそれが、ミスマッチといひましようか、マッチングが

十分にできていない。つくる分野、守る分野、つなぐ分野、この三つの分野をしっかりと念頭にに入れて対策に当たっているところであります。

卒業後三年以内の者を採用する企業への支援の拡充や、今申し上げた中小企業を中心とするミスマッチ解消の強化、特に雇用情勢が厳しい新卒者や若年者の支援を強化していく。さらには、雇用調整助成金の要件緩和、派遣労働者の直接雇用を促進するための奨励金の拡充など、雇用の下支えと生活支援をしていきます。医療、介護、環境など成長分野における人材育成の強化など、施策を盛り込んでいくところであります。

さらに、今回の経済対策においては、重点分野雇用創出事業の拡充やGDP押し上げに伴う雇用創出を二十万人程度、雇用調整助成金の要件緩和による雇用の下支えを二十五万から三十万人程度、合計で四十五万から五十万人程度を創出、下支えの人数と見込んでおります。

今後とも、新成長戦略を着実に実施することにより、新たな成長分野を支える質の高い雇用を創出し、所得がふえ、消費がふえ、経済が活性化するという好循環を生み出していきたい、このように考えております。

中小企業対策についての質問をいただきました。

今回の補正予算では、円高やデフレといった厳しい経営環境下にある中小企業への効果的な対策を講じるよう努力をいたしました。具体的には、十五兆円規模の融資、信用保証枠を用意し、まず、中小企業の資金繰りに支障が生じないように万全を期すこととしております。加えて、物づくり中小企業の技術開発や海外展開の支援、農商工連携を初めとする新事業の展開支援など重点的に実施することにより、我が国経済を支える中小企業の活性化や投資の促進を図ることといたしております。

最後に、景気回復への責任について御質問をいただきました。

これまで述べてまいりましたように、政府としては、厳しい経済情勢や先行き悪化懸念を踏まえて、来年度に向けて、三段構えで成長と雇用に重点を置いた経済対策を切れ目なく実行してまいります。

六月には五・三％でありました失業率は、直近の統計で、九月は五・〇％まで下がってきております。今般の補正予算をぜひ早期に成立させていただきステップツールの経済対策を切れ目なく実施するとともに、次にはステップスリーとして、来年度予算や税制等、平成二十三年度における新成長戦略の本格実施につなげ、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けて万全を期してまいりたいと考えます。

どうか皆様の御理解と御支援をあわせてお願い申し上げます。（拍手）

○議長（橋路孝弘君） 佐々木憲昭君。

（佐々木憲昭君登壇）

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表し、財政演説について質問いたします。（拍手）

政権交代後、一年と二カ月が経過しました。国民の多くは、生活の苦難から何としても抜け出したい、これまでの政治を根本から変えたい、このように願ってきました。しかし、民主党政権はその願いにこたえませんでした。内政面でも外交面でも、失望と落胆の声が国民の中に大きく広がっているのではありません。

第一に、生活第一はどこに行つたのでしょうか。

国民の暮らしに改善の兆しはありません。この一年間に離職した労働者は七百二十四万人に上っており、新たに採用された人を四十万人も上回り、雇用者総数は減り続けております。大手企業

ほど非正規労働者を真つ先に切り捨てております。そのため、民間平均給与は年に二十四万円も減少し、五世帯に一世帯が貯蓄ゼロ、生活が苦しくて自殺する人が年に八千三百人を超えています。その一方、大企業は、内部留保を二百兆円をはるかに超える規模で積み上げているのであります。

このような事態を招いたのは、民主党政権が、財界、大企業を応援することには力を尽くすが、国民の暮らしを直接支援する有効な手だてを講じなかつたからではないでしょうか。菅総理はその責任をどう感じているのでしょうか。

菅総理が推進する新成長戦略にも、今回の補正予算案にも、危機に瀕した国民の生活と営業を救済する有効な手だてはほとんど見当たりません。第二に、自立した外交、対等な日米関係はどこに行つたのでしょうか。

米軍の普天間基地については、最低でも県外という公約を投げ捨て、結局は、辺野古に米軍基地をつくるという最悪の選択をし、沖縄県民に押しつけようとしているのであります。県民の怒りは頂点に達しております。

日本農業に壊滅的な打撃を与えるTPPの推進を、十月の所信演説で菅総理は突如として打ち出しました。その発端は、昨年十一月来日したアメリカのオバマ大統領の提案だといえます。菅内閣はこれに唯々諾々と従い、農民からこうこうたる非難と落胆の声が寄せられ、政権内部もばらばらであります。菅内閣は、それでも推進するのでしょうか。

第三に、クリーンな政治はどこに行つたのでしょうか。

民主党は、小沢一郎氏の政治資金規正法違反事件で国民の厳しい批判を浴び、企業・団体献金の禁止を公約に掲げ、公共事業を受注している企業からの献金を受けないと決めていたはずであります。

ところが、最近になって、突然、受注額一億円未満の企業からの献金を受け取るということにしたのであります。これは、明らかに逆行です。一体、国民にどう説明するのでしょうか。

小沢氏について言えば、我々は、証人喚問で四億円の原資等の説明を求めております。菅総理も、何らかの形で国会で説明することが必要と答弁されました。総理自身は、何を説明すべきだと考えているのか、この場で明らかにしていただきたい。

次に、経済政策の基本にかかわる問題についてです。

内部留保の中核である利益剰余金と資本剰余金は、合わせて二百二十七兆円、十年間で七三％もふえております。大企業は投資先のない空前の金余りなのに、国民の中では貧困化が進んでおります。大企業は、利益を株主配当や役員報酬に回し、海外向けの投資をふやし、海外で利益を上げても国内には還流させておりません。国内産業、雇用、税の空洞化を一層進めております。総理は、これをどのように認識されておりますか。

今問われているのは、大企業にため込まれた巨大な内部留保を、国内の労働者、中小企業、社会に適切に還流させ、家計消費中心の内需拡大に切りかえることではありませんか。

そのためには何が必要か。

まず第一に、大企業に応分の負担を求めることではありません。

法人税の減税などは論外であります。下げ過ぎた法人税を少なくとも十年前に戻す、税率は累進課税にし、中小企業には負担をかけない、このようにして、内部留保を国庫に還流させ、それを財源に社会保障、医療、介護を充実させることが必要であります。こうしてこそ、所得の再分配機能を復活させることができるのであります。財務大臣の答弁を求めます。

第二は、労働者を使い捨てる大企業の横暴を抑えることです。そのために、労働法制を抜本的に改正し、非正規雇用を正規雇用に移りかえる、中小企業への支援をふやししながら、最低賃金を千円に引き上げることなどが必要です。

第三は、大企業による下請単価の不当な切り下げを許さず、適切な引き上げを行うよう指導し、下請中小企業の経営を安定させることであります。

三点について、明確な答弁を求めます。

民主党政権の一年を振り返ると、内政、外交、政治姿勢のどれをとっても、自民党政権との基本的違いを見出すのは不可能となりました。

日本共産党は、財界、アメリカ言いなり政治から国民が主人公となる政治への根本的な転換を求めて闘い続けることを表明し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣(菅直人君) 佐々木議員にお答えをいたします。

まずは、国民の暮らしを支援する有効な手段を講じていないのではないかと御指摘であります。

日本経済を本格的な成長軌道に乗せ、豊かな暮らしを実現するには、安定した需要や雇用を創出するとともに、産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要があります。こうした認識のもと、新成長戦略を策定し、現在、その実施の段階に入っております。

具体的には、新成長戦略を実現し、経済の先行き悪化懸念に対応するため、来年度に向けて、三段構えで、成長と雇用に重点を置いた経済対策を切れ目なく推進しているところであります。

既に、ステップワンとして、予備費を活用した緊急的な対応を実施し、ステップツーとして、補正予算の編成を含む緊急総合経済対策を決定し、

現在、それに基づく補正予算の審議をお願いしているところであります。こうした政策を通じて、雇用と需要を創出し、国民の生活を守っていく考えであります。

なお、大企業の内部留保が二百兆円以上積み上がっているという御指摘がありました。

私も、企業が多くの内部留保を抱えて投資を余りしていない状況に対しては、もっと投資をするように、場合によってはもっと賃金に振り当てるように、そういうことは機会があるごとに経団連初め経営団体にも申し上げております。

ただ、実際の数字を調べてみますと、二百兆円と言われるものの中で、資本金一億円未満の中小企業に留保されているものが百二十六兆円でありまして、一億円以上のものは、その差額です。七、八十兆円というのが事務方が調べてきている数字でありまして、そうでないというのであれば、また予算委員会でもどうぞ御質疑をいただきたいと思います。

T P Pと日米関係についての御質問をいただきました。

私は、いつも申し上げていますように、日本の農業の活性化及び再生というものと貿易の自由化というものをいかにして両立させるかということが重要だと考えております。

我が国農業従事者の平均年齢は六十五・八歳であり、このままでは経済の自由化とかいう問題を抜きにしてもなかなか立ち行かなくなるわけで、若い人が農業に参画できるようにして農業を活性化していかなければならないと考えております。そのことと私の内閣が掲げている国を開くということとの両立の道筋をつけていかなければならないと考えております。

国民に理解していただくための中身が必要であり、現在、党、内閣、さらには国民の皆さんと議論しながら、一定の方向性を出していきたいと考

えております。

新成長戦略で決定したとおり、十一月の、横浜で私が議長を務めるA P E Cまでに、包括的経済連携に関する基本方針を策定することとしたしております。その関連で、関係閣僚間で、日本を取り巻く国際経済情勢や国内産業の現状及び見通しなどを踏まえ、しっかりと議論をしていただいております。

普天間飛行場の移設問題については、本年五月の日米合意を踏まえて取り組むとともに、沖縄の負担軽減策も着実に進めていかなければならないと考えております。

今後とも、日米両国は、基本的価値と戦略的利益を共有する同盟国として、それぞれの責任と役割を分担しながら、二国間のみならず、アジア太平洋地域情勢及びグローバルな課題について、緊密な連携のもとで、ともに役割を果たしていく覚悟であります。

次に、企業・団体献金と小沢氏の説明に関する質問をいただきました。

民主党としては、企業・団体献金によって政策が左右される、もしくは、そのような疑いを招くことがあれば問題であり、そのようなことがないよう、企業・団体献金を減らし、個人献金の促進ということを求めてきております。

そういった中で、総選挙マニフェストにおいては、三年の経過措置を経て企業・団体献金を全面的に禁止することを掲げ、あわせて、それまでの間の暫定措置として、国や自治体と一件一億円以上の契約関係にある企業などの献金を禁止するという制度改正を提案いたしております。

このたびの党の方針は、制度改正以前における暫定措置であり、企業・団体献金の禁止を制度化する方針そのものには変更はありません。内容においても、今申し上げたような意味で、マニフェ

ストに矛盾するものではありません。

また、小沢議員の国会での説明についてお尋ねがありました。小沢議員御自身が、国会で決めた決定に私はいつでも従うと表明されております。

いずれにしても、政治家の説明責任については、まず本人の意思が第一であり、現在、幹事長を中心として、本人の意向確認を含む環境整備について努力を行っていたところでありまして、その努力を見守りたい、このように思っております。

大企業の金余りと空洞化についての御質問をいただきました。

先ほど申し上げましたように、企業の内部留保がかなりある段階で、もっと投資やあるいは賃金に引き当てるという方向性は、私自身も、そうあるべきだという立場で臨んでいるところであります。

その中で、例えば設備投資に関しても、一九七〇年代の初頭は、大体、設備の平均の年齢といいますが、七年程度であったのに対して、現在は十三年間と、設備の老朽化が進んでいて、思い切った投資が進んでいない。一方で、生産性の低下にも懸念が持たれております。

将来、我が国の産業競争力強化を図るためには、これらの資金を国内投資や国内競争力の強化に資するような海外の資源確保などに誘導する必要があると思っております。

このため、日本国内投資促進プログラムの策定を経済産業大臣に指示し、国内投資の促進に向けて官民の行動計画を取りまとめることとしたしております。現在、幅広く産業界などに参加をいただいて、国内投資促進円卓会議での議論を重ねているところであります。

次に、労働法制の抜本改正と最低賃金引き上げ

についての御質問をいただきました。

非正規労働者のうち、派遣労働者については、行き過ぎた規制緩和を適正化し、派遣労働者を保護するための抜本的改正を行う法案を提出したいところであります。

有期契約労働者についても、その雇用の安定や公正な待遇が図られるよう、必要な施策について検討を開始したところであります。

最低賃金の引き上げについては、最も影響を受ける中小企業に対して適切な支援策を講じていかなければなりません。今後とも、雇用、経済への影響には配慮し、労使関係者との調整を丁寧に行いながら、最低賃金の引き上げに取り組んでまいりたいと考えます。

こうした対策に加えて、そもそも、雇用をふやすことを通じて賃金水準が上がるよう、経済構造を変える必要があります。政府が先頭に立つて雇用をふやすべく、三段構えの経済対策を推進しているところであります。

なお、残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣野田佳彦君登壇)

○国務大臣野田佳彦君 佐々木議員からは、法人税を十年前に戻せといった御提案などを含めて、私の見解を問うという質問の御趣旨だったと思います。

法人課税については、まずは成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持向上、国際的な協調などを勘案しつつ、見直していく必要があると考えています。

論外という御指摘がございましたけれども、法人実効税率の引き下げについては、課税ベースの拡大等により、財源確保とあわせて平成二十三年度予算編成、税制改正作業の中で検討し、結論を得ることとしています。

今後、税制調査会において、国内の雇用や設備

投資の増加、我が国企業の海外流出の抑制、海外企業の我が国への立地の増加といった観点から、その効果についてしっかりと検討していく必要があると考えています。

御質問ありがとうございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 阿部知子さん。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

ただいま議題となりました政府提出の平成二十二年補正予算に關しまして、社会民主党・市民連合を代表して質問をいたします。(拍手)

冒頭、去る十月二十日奄美を襲いました豪雨によってお亡くなりになられた三名の御高齢の方々、また、被害に遭われた皆様に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、迅速な救援に当たられ、復興支援のために御尽力いただきました皆様に、心より敬意を表します。

さらに、ほととずする間もなく奄美地方を台風十号が襲いました。避難所等での生活でいかばかりの御不安があらうかと思うときに、この間の異常気象や多発する自然災害の背景にございますいわゆる地球温暖化への取り組みは、待ったなしであると思います。

そこで、菅総理にお伺いいたしますが、温暖化対策基本法や環境税へのお取り組みは、いかが進められるのでしょうか。

また、奄美の災害にあつては、道路、ガス、水道、電気、通信などの生活インフラがずたずたにされる中、海上保安庁の巡視船が御高齢者や御病人の搬送に当たり、それが人的被害の拡大を防い

だと思ひます。日本は島々から成り立つ国であります。今後、こうした島々の防災対策にどうお取り組みになるのか、松本防災担当大臣にお伺いをいたします。さて、リーマン・ショック以降、我が国の経済

は低迷し、雇用情勢も悪化の一途をたどる中、さらに株安、円高などの状況が襲い、年末に向けては景気の二番底が懸念されます。そうした中で組まれる補正予算でありますから、当然、菅総理にあつてはどこに力点を置かれるのか、まず明らかにしていただきたいと思ひます。

社会党は、既に、去る八月の二十七日、地方、雇用、社会保障、格差、貧困対策に大きく寄与する四・七兆円の経済対策を要望いたし、あわせて、この間、悲惨な児童虐待事件の多発に対して、総理その人を本部長とする児童虐待対策本部の設置を求めてまいりましたが、果たして菅総理の御答弁やいかにお伺いします。

さらに、こうした経済対策以外に、実は、我が国の社会の不安定化を増長し、さらに、社会保障の空洞化を招いておられる非正規雇用の増大に対して、労働者派遣法の改正を社民党としては強く求めてまいりました。菅総理も、暮らせる賃金、あるいは人間的働き方を旨とする社会を第一と考えるおられると思ひますが、労働者派遣法の改正の取り組みに、どのように迅速に進められるのかについてお伺いをいたします。

こうした内政問題以上に、今我が国を覆う外交上の問題あるいは国際情勢は、さまざまに大きな難題が山積してございます。中国、アメリカ、ロシアなどの大国との間に惹起する問題もいろいろありますし、また、円高対策一つにしても、G8やG20などの国々との協調なくしては事を運ぶことができません。

新政権発足以降、政権の未熟さあるいは相手国との重層的なバイブの不在によって必ずしも十分な信頼関係が得られていない現在の我が国にあつて、さきの鳩山政権にあつては友愛を外交の理念として掲げて取り組んでこられたことと思ひますが、果たして、菅総理には、そもそも外交哲学の根本に何を置かれるのかをお伺いいたします。

あわせて、この間、APECを控えて、菅総理は、突如、TPPへの加盟検討を打ち出されました。国際化する社会の中で、FTA等の重要性は十分理解しながらも、なぜ、アメリカが主導し、また、日本とのさまざまな障壁を抱えるこのTPPを優先させるのか、国民には全く説明がございません。

政権交代以降、東アジア共同体を掲げ、中国、韓国を含むASEANプラス3あるいはASEANプラス6など、経済連携の中軸には東アジアを置くことを戦略的に展望してきたはずでございます。ここに至つて、TPPを突如持ち出され、そして、この大きな戦略の変更を行うおとする菅総理の意図とは何であるのか、きちんとお話をいただきたいと思ひます。

あわせて、食料の自給率、地域の疲弊や第一次産業の再生に対する諸策は緒についたばかりであります。この米価の下落を前に、農家は戸別の所得補償制度の先行きをかたずくのんで見守っております。国民にも全く説明がされておられないままTPPの加盟検討を進められる菅総理は、私は、国民不在の政治と思わざるを得ないと思ひます。

最後に、肝炎対策についてお伺いいたします。菅総理は、かつて厚生労働大臣として、薬害エイズ問題へのお取り組みを高く評価するものですが、であれば、肝炎対策についても、まず、原告の皆さんとお会いになり、悲惨な生活実態をきちんと受けとめて、行政の責任を明らかにして謝罪するところからすべては始まると思ひます。

国民の生活が第一を掲げた民主党政権には、ぜひとも、今、円高に打ちひしがれ、この先行きを懸念する多くの中小企業者や地域経済の疲弊の中に苦しむ皆さんに対してしっかりと下支えをするのだという決意を持つて、この補正予算に取り組んでいただきたいと思ひます。

以上をもって私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣(菅直人君) 阿部知子議員にお答えを申し上げます。

地球温暖化対策について、施策の速やかな実施に関する御質問をまういただきました。

御指摘のとおり、地球温暖化に対する取り組みは待ったなしの課題であると認識をいたしております。このため、今国会に、我が国の地球温暖化対策の基本的方向性を示した地球温暖化対策基本法を提出しており、御審議の上、速やかな成立をお願いしたいと思っております。

また、地球温暖化対策のための税については、平成二十三年の実施に向けた成案を得るべく、しっかりと検討をしていく予定にいたしております。

政府が最も力を入れた対策についての御質問をいただきました。

我が国経済の現状を見ると、需要が不足し、供給側が幾らコスト削減に努めても、値下げ競争になるばかりで、ますますデフレが進む状況にあります。消費も投資も力強さを欠く中、経済を活性化していくには、雇用を起点とした成長が必要であると考えております。

こうした考え方のもと、現下の経済情勢にスピード感を持って対応するため、来年度に向けて、三段構えで成長と雇用に重点を置いた経済対策を作成し、切れ目なく政策対応を実行しているところであります。

今般の補正予算はその第二弾に当たるわけで、その編成に当たり最も力を入れたのは、成長と雇用の創出につながるような施策の充実であります。

具体的には、「雇用・人材育成」、「新成長戦略の推進・加速」、「子育て、医療・介護・福祉等」、さらには「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」、「規制・制度改革」の五つの柱の

と、経済の活性化や国民生活の安定、安心に真に役立つ施策を盛り込みました。

これらの施策により、成長分野における雇用創出が家計の所得や支出の増加につながるという、経済の好循環を確かなものとしていきたいと考えております。

児童虐待について御質問いただきました。

政府としては、本年七月、私を本部長とする、全閣僚により構成される子ども・若者育成支援推進本部において、子ども・若者ビジョンを決定いたしました。本ビジョンにおいては、児童虐待の発生予防のための支援の充実や、早期発見、早期対応等に取り組んでいくことといたしております。

本ビジョンの内容を踏まえ、政府全体で児童虐待防止対策に取り組んでまいりたいと考えてます。

今年十一月は児童虐待防止推進月間であり、私も、きょうはそのオレンジリボンを胸につけております。政府としても、さまざまな広報啓発活動などを実施しております。家庭、学校、地域など、社会全体で関心と理解を深めていただきたいと考えております。

次に、労働者派遣法改正案についての御質問をいただきました。

現在提案しております労働者派遣法改正案は、登録型派遣や製造業務派遣の原則禁止などを内容とし、行き過ぎた規制緩和を適正化して派遣労働者の保護を行うための抜本的な改正を進めるものであり、今臨時国会で、速やかに御審議をいただきます。

次に、諸外国との信頼関係及び外交姿勢に関する質問をいただきました。

私の内閣が発足して以来、例えば日米関係については、オバマ大統領との間で二度の首脳会談を通じ、二十一世紀にふさわしい形で日米同盟を深

化させる三本の柱ということで、安全保障、経済、そして文化・人材の交流、こういうことで進めようということと一致をし、信頼関係を深めてまいりました。

また、先般、私はベトナムを公式訪問し、史上初めて、原子力発電所の受注やレアアースの採掘権の確保といった、そうした成果を上げることができました。

また、世界第二の人口を擁するインドとの間では、EPA交渉に大筋合意し、先般訪日されたシン首相とともに、これを歓迎し、関係の書面にサインをいたしました。

そのほか、韓国の李明博大統領との間でも、二度の会談を通じ、日韓の連携強化を図ってきております。

このように、政権交代以降、国益を増進させるとの戦略的観点から、私や各閣僚が積極的に外国要人と会談を行い、諸外国との信頼関係を構築してきております。

私は、所信表明でも述べたとおり、国際社会が今や歴史の分水嶺とも呼ぶべき大きな変化に直面している中、主体的で能動的な外交を推進していくことが必要と考えております。その際、国を開き、世界の活力を積極的に取り込むとともに、国際社会が直面する課題の解決に向け、先頭に立つて貢献する決意であります。

次に、環太平洋パートナーシップ、TPP協定及び東アジア政策についての御質問をいただきました。

日本の農業の活性化及び再生と、貿易の自由化をいかにして両立させるかが重要であります。我が国の農業従事者の平均年齢が六十六歳近くになつており、このままでは将来の日本の農業は立ち行かなくなります。若い人が農業に参画できるように、農業を活性化していかなければならないと考えております。

そのことと、私の内閣が掲げている、国を開くこととの両立の道筋をつけていかなければなりません。国民に理解していただくための中身が重要であり、党、内閣、国民との議論を通して一定の方向性を出していきたいと考えております。

EPA、FTAは、アジア太平洋諸国と成長、繁栄を共有するためのかけ橋として重要であります。ASEANプラス6を初めとする東アジア諸国との経済連携についても着実に実施をいたしてまいります。

先日、ASEANとの間で、ASEANプラス6、ASEANプラス3、さらにはアメリカとロシアを含めた東アジア首脳会議なども行われました。やはり、アジア太平洋という地域は、一つのこれからの大きな、日本にとつてのより重要な地域になっていると考えておりまして、そういう意味では、アジアと同時に、太平洋地域との関連も深めていくことが必要だと思っております。

B型肝炎訴訟への対応についての御質問をいただきました。

B型肝炎訴訟の問題については、国会はもとより、広く社会の各界各層において、国民お一人お一人の問題として、さまざまな御議論をいただくことが必要だと考えております。

政府としては、原告の皆様のお気持ちに思いをいたしつつ、今後とも、誠意を持って和解協議を進めるとともに、広く国民の納得を得ながら解決を図られるよう、最大限努力してまいりたいと思っております。

阿部議員はこの道の専門家でもありますので、このB型肝炎の持つているいろいろな背景はよく御存じだと思います。そういった中で、もちろん、患者さんといえますが感染された皆さんのことと同時に、幅広い国民の皆さんの理解もあわせて得ることの必要性も御理解がいただけると思っております。

原告の方々にお会いすることについては、和解協議が進んでいることでもあります。今後、かかるべきときに適切に対応してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣松本龍君登壇〕

○国務大臣 松本龍君 阿部議員にお答えいたします。

このたびの災害につきましては、私からも、亡くなられた方々、また、被災された方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

御指摘のとおり、このたびの災害では、海上保安庁の巡視艇が、負傷者や救援要員の搬送など、いろいろな意味で活躍をされました。そういう意味では、現地にこの間行きましたときも、大変感謝をされておりました。また、警察、自衛隊、消防等々、同じように、島外からの救援も含めて頑張っておられたことも御報告をしたいと思います。

島々において、災害では、負傷者や物資あるいは資機材がありますけれども、それらの緊急輸送も含めて、広域的な支援体制の確保の重要性について改めて認識しているところであります。

今後、今回の災害の教訓と学習を含めて、関係省庁との連携のもと、島々における災害対策の充実に全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて国務大臣の演説に対する質疑は終了いたしました。

日程第一 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第七十四回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題

といたします。
委員長長の報告を求めます。財務金融委員長石田勝之君。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○石田勝之君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年の保険業法の改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とし、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備するものであります。

本案は、第七十四回国会に提出され、本年五月二十六日当委員会に付託され、同日亀井前国務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたが、以後、今国会まで継続審査に付されていたものであります。

今国会におきましては、去る十一月二日提案理由の説明を省略した後、質疑に入り、質疑終了後、大串博志君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案に係る、特定保険業に係る制度について検討を加える時期を、「この法律の施行後適当な時期からこの法律の施行後五年を目途に改めることとする修正案が提出され、提出者を代表して竹内譲君から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	菅直人君
総務大臣	片山善博君
法務大臣	柳田稔君
外務大臣	前原誠司君
財務大臣	野田佳彦君
文部科学大臣	高木義明君
厚生労働大臣	細川律夫君
農林水産大臣	鹿野道彦君
経済産業大臣	大畠章宏君
国土交通大臣	馬淵澄夫君
環境大臣	松本龍君
防衛大臣	北澤俊美君
国務大臣	岡崎トミ子君
国務大臣	海江田万里君
国務大臣	玄葉光一郎君
国務大臣	自見庄三郎君
国務大臣	仙谷由人君
国務大臣	蓮舫君

出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 古川元久君
財務副大臣 五十嵐文彦君

○議長長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

今津寛君

岩屋毅君

徳田毅君

あべ俊子君

村田吉隆君

小泉進次郎君

斉藤鉄夫君

遠山清彦君

あべ俊子君

徳田毅君

岩屋毅君

今津寛君

小泉進次郎君

村田吉隆君

遠山清彦君

斉藤鉄夫君

議院運営委員

補欠

大西健介君

中後淳君

中後淳君

大西健介君

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日中首脳会談が急遽キャンセルされた件等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

再就職等監視委員会に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

「裏下り」の有無に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

利根川の洪水流量計算に関する質問主意書(中島隆利君提出)

北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(浅野貴博君提出)
世界自然遺産「白神山」内の無断伐採に関する質問主意書(木村太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における職場での飲酒に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出電源立地地域対策交付金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出今後の行財政改革ないし行政刷新の推進方策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出日本脳炎の予防接種再開に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出複数回申請者の難民認定状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤松正雄君提出電子化により消された戸籍に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅尾慶一郎君提出尖閣諸島の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出自衛隊のソマリア沖海賊対処「新活動拠点」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出雇用促進住宅の今後における方向性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高市早苗君提出学校教育に於ける新聞の活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に係る菅直人内閣の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出本年十月四日の日中首脳会談における尖閣諸島に係る中国側の打診に関する質問に対する答弁書

平成二十二年十月二十二日提出
質問 第八二二号

検察庁における職場での飲酒に関する再質問
主意書

提出者 浅野 貴博

検察庁における職場での飲酒に関する再質問主意書

障害者団体等を対象とした低料金の第三種郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凛の会」に同制度を悪用させたとして、厚生労働省の上村勉元担当係長が昨年逮捕された。

右の事件に絡み、文書偽造を上村元係長に指示したとして、昨年六月に逮捕された村木厚子元同省雇用均等・児童家庭局長の公判が本年九月十日に行われ、無罪判決が下された。右に關し、村木元局長の取調べを担当していた大阪地方検察庁特別捜査部の前田恒彦主任検事が、証拠として押収したフロッピーディスクを改竄したとして、同月二十一日、最高検察庁に逮捕された。その前田容疑者に關し、本年十月四日発売の週刊誌AERAの十二頁から「マエちゃん」の三つの顔 特捜部がなくなる日」という見出しの記事(以下、「AERA記事」という。)が掲載されている。右に關し、前回質問主意書で、「AERA記事」に「いまどき検事とは別格」との小見出しで、「検察事務官たちは、このほか『マエちゃん』を愛していた。『マエちゃん』は捜査が停滞してみんなが気落ちしていると、終業後、検察事務官や同僚を自分の仕事部屋に呼んでビールを飲みながら、自ら場の雰囲気

気を盛り上げた。酒を飲むとすぐ赤くなり、陽気になってはしゃぎ、子どものように喜んだ。」との記述があるが、右記述を柳田稔法務大臣は承知しているか、また右記述は事実か、前田容疑者が勤務時間外に検察事務官と庁舎内で飲酒していた際、前田容疑者並びに前田容疑者と共に飲酒をしていた検察事務官に対し、超過勤務手当は支払われていたか、支払われていたのなら、その額はいくらか、またそれは適切か等と問うたが、「前回答弁書」(内閣衆質一七六第二四号)では「御指摘の週刊誌の記事については承知しているが、個々の週刊誌の記事の内容に關し、政府として答弁することは差し控える。」と、何ら明確な答弁がなされていない。右を踏まえ、再質問する。

の答弁がなされているが、右は、一における②の事例があるか否か、単に政府、特に法務省として把握していないだけなのではないのか。
四 勤務時間内か外かを問わず、検察官や検察事務官が検察庁内において飲酒することは適切であるか。柳田大臣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七六第八二号
平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における職場での飲酒に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における職場での飲酒に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

検察官及び検察事務官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百一条の規定に従い、勤務時間内は、その職務に専念しており、お尋ねの飲酒の事実はないものと承知している。また、検察官及び検察事務官は、勤務時間終了後は、一般に、速やかに退庁しているものと承知している。

四について

検察官及び検察事務官が勤務時間内に飲酒することは、国家公務員法第百一条の規定に違反する行為であると考えている。また、検察官及び検察事務官は、勤務時間終了後は、一般に、速やかに退庁すべきものと考えている。

平成二十二年十月二十二日提出
質 問 第 八 三 号

電源立地地域対策交付金に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

電源立地地域対策交付金に関する質問主意書

政府は、行政刷新会議において、原子力関係施設を抱える地方自治体に交付されている電源立地地域対策交付金を事業仕分けの対象の一つにしており、全国の立地自治体や電力事業者から大きな戸惑いと不信の声が急速に高まっている。

従って、次の事項について質問する。

一 電源立地地域対策交付金を含むエネルギー関係の特別会計を一般財源化あるいは削減する考えが、政府にあるのか。

二 電源立地地域対策交付金は、国の原子力エネルギー政策に協力をしている地方自治体や地域にとつて、協力的な意味合いをもつ。私の地元青森県内においても、立地周辺地域のみならず全県的に活用されてきた。よって、一般財源化や交付金額が削減される状況になれば、国の原子力エネルギー政策に協力している立地地域は、大きな不信感を抱くことになると思うが、如何か。

また、事業仕分けの議論において、まず政府の姿勢を示すことが前提であると考えているが、如何か。

三 電気事業連合会の清水会長は、先日の会見で、電源立地地域対策交付金の一般財源化には断固反対との姿勢を示した。

一般財源化されれば、原子力エネルギー政策を進める上で、必要な資金が枯渇する可能性がある。このような事業者側の考えを、国はどう受け止めているのか。

平成二十二年十一月四日 衆議院会議録第六号

四 電源立地地域対策交付金が一般財源化あるいは削減されることになれば、今後新たな原子力発電所や高レベル放射性廃棄物最終処分地の建設などに大きなブレーキが掛かり、資源に乏しいわが国の原子力エネルギー政策が大きく滞ることになる。そのことが結果的に、国民生活や産業・経済活動に多大な影響を与えることになるのではないか。この私見に、国はどのような認識をもつか。

内閣衆質一七六第八三号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出電源立地地域対策交付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出電源立地地域対策交付金に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

電源立地地域対策交付金は、原子力発電施設等の設置及び運転について立地地域の理解を得、その円滑化を図るものである。政府としては、「エネルギー基本計画」(平成二十二年六月十八日閣議決定)において、電源立地地域対策交付金を活用するなどして、エネルギーの安定供給及び低炭素社会の実現に不可欠な原子力発電を積極的に推進することを決定したところである。

行政刷新会議においては、「事業仕分け第三弾について」(平成二十二年九月三十日行政刷新会議了承)に基づき、すべての特別会計をゼロベースで見直すこととしており、特別会計で行

われている事業を検証するとともに、特別会計という制度そのものについても検証し、その結果を踏まえて特別会計制度の刷新を行うこととしている。エネルギー対策特別会計及び同会計で行われている事業である電源立地地域対策交付金(独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電用施設に係る交付金に限る。以下同じ)については、特別会計仕分けの対象として、平成二十二年十月二十九日に開催された行政刷新会議特別会計ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)において、議論を行ったところである。

エネルギー対策特別会計及び電源立地地域対策交付金に関する今後の具体的な対応については、ワーキンググループの評価結果に関する行政刷新会議の審議を経た上で、検討してまいりたい。

いずれにせよ、原子力発電の推進に当たっては、安全の確保を大前提に、国民の理解と信頼を得つつ、原子力立地地域の住民及び地方自治体との相互理解を促進してまいりたい。

平成二十二年十月二十二日提出
質 問 第 八 四 号

今後の行財政改革ないし行政刷新の推進方策に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

今後の行財政改革ないし行政刷新の推進方策に関する質問主意書

行財政改革ないし行政刷新を通じて不断に政府の組織や執行に努めることは、無駄を省き、効率的な予算執行に努めることは、永続する課題であり、内閣が交代しても継続して取り組んでいくべき課題であると考えている。歴史を振り返ってみる

と、臨時行政調査会の下に「行政改革大綱」を毎年閣議決定し、政府全体として改革を進め、成果を挙げた時期もあり、近年は「行政改革の重要方針」(平成十七年十二月二十四日閣議決定)や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成十八年法律第四十七号)に基づき、「国の行政機関の定員の純減について」(平成十八年六月三十日閣議決定)等で基本方針を定め、行政改革推進本部の「行政改革の実施状況」や総務省行政管理局の「減量・効率化方針」を逐年取りまとめることで、各年度の取り組みの進捗管理を行っていたところである。しかるに、昨年の鳩山内閣の発足に伴い、「行政刷新会議」が設けられ、「事業仕分け」等新たな手法で改革に取り組むこととなり、今日に至っているが、現政府において行財政改革ないし行政刷新の観点で、何をどのように変えていくのか、また、個々の措置項目やその時期について、閣議決定等の形式で具体的に示されたものはないように思われる。ついては、今後の行財政改革ないし行政刷新の推進方策に関して以下四項目にわたり質問する。

一 事業仕分け第一弾及び第二弾においてワーキング・グループの結論として示された事項を内閣としてどのように受け止め、対応しているのか。また、その基本方針について閣議決定等、内閣としての意思決定をすべきものと考えているかがか。

二 事業仕分け第一弾及び第二弾においてワーキング・グループの結論として示された事項の各府省における取り組み状況について、行政刷新会議においてフォローアップしているのか。また、その状況について、国民にわかりやすい形で情報公開すべきものと考えているが、いかがか。

三 従前の「行政改革の実施状況」や「減量・効率

議長の報告

化方針のように、行政の全分野における行政改革ないし行政刷新の進捗状況については、行政の継続性の観点からも、毎年何らかのとりまとめをすべきものと思うが、内閣の見解をうかがう。

四 昨年凍結された「独立行政法人整理合理化計画」については、事業仕分けの結果を踏まえ、何らかの代替計画又は方針を策定すべきものと考え、内閣の方針をうかがう。

内閣衆質一七六第八四号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出今後の行財政改革ないし行政刷新の推進方策に関する質問に別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出今後の行財政改革ないし行政刷新の推進方策に関する質問に対する答弁書

一について

行政刷新会議において昨年十一月に実施した事業仕分け（以下「事業仕分け第一弾」という。）の評価結果については、「予算編成の基本方針」（平成二十一年十二月十五日閣議決定）において、「評価結果を踏まえ、平成二十二年度予算編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直す」とされ、これに基づき、平成二十二年度予算に反映したところである。

また、行政刷新会議において本年四月及び五月に実施した事業仕分け（以下「事業仕分け第二弾」という。）の評価結果については、まずは、

平成二十三年予算の概算要求に当たり、「平成二十三年予算の概算要求組替え基準について」（平成二十二年七月二十七日閣議決定）において、各大臣は、「事業仕分け、行政事業レビュー等の結果の適切な反映」を実施することとされ、これに基づき、各府省において平成二十三年予算の概算要求に反映したところである。

二について

行政刷新会議においては、事業仕分け第一弾の評価結果の反映状況については本年一月十二日に、事業仕分け第二弾の評価結果を踏まえた各府省の見直し等の状況については同年九月三十日に、それぞれ報告を受け、審議を行ったところであり、これらの資料はホームページ等で公表しているところである。

三について

お尋ねについては、行財政の各分野において、その見直しの進捗状況を適時に取りまとめ、公表しているところであり、今後とも、国民に分かりやすい形で取りまとめるよう努めてまいりたい。

四について

独立行政法人については、年内を目途に、昨年十一月及び本年四月に実施した事業仕分けの評価結果等を踏まえ、事務・事業等についての見直しの基本方針を取りまとめることとしている。

平成二十二年十月二十二日提出
質問 第八五号
日本脳炎の予防接種再開に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

日本脳炎の予防接種再開に関する質問主意書
平成二十二年十月六日、厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は、平成十七年以来中止されていた日本脳炎ワクチンについて、対象年齢の接種しそびれた子どもに対し、来年度以降、段階的に接種を勧めることを了承し、これを受けて厚生労働省は、来年度九歳及び十歳となる者について、接種を勧める方針とのことである。本件について、今後の政府としての取り組みを第百七十四回国会質問第一一八号によって質問したところだが、事態の進展を踏まえ、以下二項目にわたり質問する。

一 接種再開により、一時的に大量の接種がなされる可能性があり、市町村に対する財政措置が必要ではないかと考えるが、いかがか。

二 全国市長会は、一期の年齢から外れてしまった児童についても、定期接種として位置付け、当該接種費用について財政措置を講じることが要望されており、対処頂きたいと思うが、政府の方針をうかがう。

右質問する。

内閣衆質一七六第八五号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出日本脳炎の予防接種再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出日本脳炎の予防接種再開に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの点については、平成二十二年十月六

日の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会第三次中間報告における提言の内容も踏まえ、今後、厚生労働省において検討することとしている。

平成二十二年十月二十五日提出
質問 第八六号

複数回申請者の難民認定状況に関する質問主意書

提出者 山内 康一

複数回申請者の難民認定状況に関する質問主意書

平成二十二年四月以降、外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部を通じて支給する「保護費」の支給基準が厳格化され、難民認定申請を二回以上行っている者は、一回目の申請における不認定処分について地裁係争中の者を除いて保護費支給の対象外とされた。難民認定申請者の多くが就労資格を得られず、他の公的支援も存在しない状況に鑑みて、保護費は多くの申請者にとって唯一の命綱と言える。また、法務省入国管理局の難民認定基準は厳格であり、全国難民弁護団連絡会議によれば、裁判や二回目以降の申請で難民認定を受ける者も少なからず存在する。以上に鑑みて、次の事項について質問する。

一 複数回申請者の難民認定状況について
平成十七年から平成二十一年の五年間に難民として認定された二百八名異議申立手続における認定者を含む中、二回目以降の難民認定申請手続または異議申立手続において難民認定を受けた者の数

二 保護費の支給状況について
1 平成二十二年九月末現在で保護費を受給していた者の数、国籍

2 平成二十二年九月末現在で保護費を受給していた者の平均受給期間

三 難民認定申請者の多くが就労資格を得られず、他の公的支援も存在しない状況に鑑みて、保護費は多くの申請者にとって唯一の命綱と考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七六第六号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出複数回申請者の難民認定状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出複数回申請者の難民認定状況に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの平成十七年から平成二十一年の五年間に、法務大臣が、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項の規定による難民の認定（同法第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立てに対する決定によるものを含む。以下同じ。）を行った二百八名中、二回目以降の申請に対して難民の認定を行った者の数は、二十二名である。

二の1について

お尋ねの「数」は三百九十六人であり、「国籍」はトルコ共和国、スリランカ民主主義共和国、ミャンマー連邦等である。

二の2について

お尋ねの「平均受給期間」は約十二か月である。

る。
三について

難民認定申請者に対する保護については、国際的に各国にも道義的責任がある重要な業務であると認識している。今後とも、御指摘の「保護費」の支給を含め適正な保護が行えるよう、最大限の努力を続けていく所存である。

平成二十二年十月二十五日提出

質 問 第 八 七 号

電子化により消された戸籍に関する質問主意書

提出者 赤松 正雄

電子化により消された戸籍に関する質問主意書

戸籍の電子化に際し、元の戸籍から新しい戸籍へ除籍者を移記しないという国の姿勢に対し、遺族から「希望者には名前を載せてほしい」「すべて記載してほしい」といった声が多くのあった。このたびの高齢者所在不明問題により、亡くなった方の戸籍が抹消されずに大量に残っていることが明るみになり、戸籍に対する不信感から、「亡き子が移記されないのは納得できない」といった声が再度寄せられるようになった。

電子化されるまでは存在していた家族の名前が電子化に伴って正確に書き移されないということ、亡くなった人たちの遺族の心情を思うにつけ、あつてはならないことと思われる。

今日、亡くなった家族がそのまま何十年もの長きにわたって戸籍から消されずに生きているのか、ごく存在し続けている事例が統括する一方で、生きていた痕跡が遺族の承諾を得ないまま勝手に消されるということが起こっている。こうした事

態が放置されたままであることは市民社会の安心と信頼を根底から揺るがすことになりかねない。したがって、次の事項について質問する。

一 死亡した家族の記載を電子化された戸籍に残してほしいといった要望はこれまでどれぐらい法務省に寄せられたのか。

二 遺族の承諾を得ないまま戸籍を移記しなかったことに対し、「遺族の心情には配慮が必要だろう」「納得のいく議論がなされないまま拙速に進められてきた印象がある」「せめて事前に連絡するべきではないか」といった指摘がある。

1 こういった指摘に対し、国はどう考えているのか。

2 法務省は、電子化への制度改正の際、電子化は「これまで十分に成し得なかった戸籍事務の充実」や「多様化し複雑化している」市民からの要望への人員の振り向けというメリツトがあると「市区町村から聞いておる」と答弁しているが、事前の説明をしなかったのであれば、今後、こういった方々へ、納得のいく説明をするよう自治体に求めていくべきではないか。

三 国は、亡くなった家族を証明したいのであれば「紙の戸籍の謄抄本をとっていただきたい」というが、「戸籍謄本は一家の帳簿。改製原戸籍とは世界が違う」と遺族は考えている。政府は、既に法が施行されていることから、対応は困難との態度であるが、そうした頑なな態度ではなく、遺族からの申し出に応じて、亡き夫や妻、子のデータを追加記載するべきであると考えてるかどうか。
右質問する。

内閣衆質一七六第八七号
平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員赤松正雄君提出電子化により消された戸籍に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤松正雄君提出電子化により消された戸籍に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの要望については、法務省として、これまでの総数は把握していないが、少なくとも、本年四月以降、二名の方から文書又は電子メールにより当該要望を受けている。

二及び三について

従来から、戸籍の改製、転籍等により戸籍を編製する場合には、戸籍の筆頭に記載した者その他現存する者に関する事項を従前の戸籍から移記することとしており、その際、既に除籍されている者の親族等に個別に通知し、当該除籍されている者に関する事項の移記の希望を確認する取扱いはしていない。このため、磁気ディスクをもって調製する戸籍に移記して戸籍の改製をする場合にも、同様の取扱いをすることとしたものである。

戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録し、公証するものであり、その取扱いについては、全国統一的な処理が必要となる。親族等が希望する場合のみ既に除籍されている者に関する事項をも移記の対象とすることは、戸籍の記載の統一性を損なうこととなる。

したがって、御指摘のような取扱いをすることは、相当ではないと考えている。

また、このような磁気ディスクをもつて調製する戸籍への移記の方法について、国民から市区町村に対して問い合わせがあった場合には、当該市区町村において適切にに応じているものと承知している。

平成二十二年十月二十五日提出
質問 第八八号

尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する質問主意書

提出者 浅尾慶一郎

尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する質問主意書
先の総選挙後に成立した民主党政権は政治主導を掲げている。

政治主導とは何か。それはまさしく選挙で選ばれた国会議員たる政治家が、政府職員を指揮命令し、政府職員任せにせず、国民の負託を受けた政治家がこれを行い、まさしく政治家が、国会議員が、日本国の進むべき方向を決めることである。重要な外交案件であれば、政治主導として処理すべきであることは尚更当然である。

しかしながら、先の尖閣諸島沖で起こった事件への政府の対応について言えば、本来、政治主導として処理すべき最優先の重要な外交案件であるにもかかわらず、政府はこれをしなかった。

もとより、どのような国家であろうとも、第一に守るべきものは国民の生命と財産、そしてその国民の生活が営まれる領土・領海である。これらを守るべき判断と決定は政治家が行うのが当然である。これを政治が主導せずして誰が主導するの

であろうか。逆に一捜査機関が外交を付度して刑事事件を左右する判断をして良いものでは断じてない。

また刑事事件における検察当局の判断は、公正中立な立場から行われるべき行政処理であり政治主導とは本来一線を画すべきものと思料する。

この問題意識に立つて、以下質問する。

一 尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件において、この中国漁船の船長を逮捕し、送検したのは何故か。

二 一について、中国漁船の船長が逮捕、送検された後、那覇地検が勾留請求をし、さらに十日間の勾留期間の延長請求をしたのは何故か。

三 逮捕、送検され、勾留延長がなされた事案に関し、事件の真相が明らかになっていない段階で、不起訴としている事案は過去に一例でもあるか。

四 検察庁が被疑者を起訴するに際して、被疑者が日本人であるか外国人であるかに差を設けているのか明確に回答されたい。

五 同種の罪を犯した日本人と外国人がいた場合、地方検察庁が地方検察庁の判断において、外交問題を考慮し外国人のみを起訴しないのは、法の下の平等に反しないのか明確に回答されたい。

六 一地方行政機関たる地方検察庁が、外交問題を考慮して外国人を起訴しないことができるという広範な裁量権が付与されているものなのか否か、また、もしそのような広範な裁量権が付与されているとすれば、それは如何なる法令の根拠によるものなのか明確に回答されたい。

七 今後、同様の事件が起こった場合、政府は今回と同様に、地方検察庁にその判断を委ねるのか明確に回答されたい。もし、別の対応を取る

のであれば、それは何故か明確に回答されたい。
右質問する。

内閣衆質一七六第八号
平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅尾慶一郎君提出尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅尾慶一郎君提出尖閣諸島沖の日本領海内で起きた中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突事件を巡る政府の対応に関する質問に對する答弁書

一について

海上保安庁においては、我が国の国内法令にのっとり、御指摘の中国漁船の船長を公務執行妨害の容疑で通常逮捕し、那覇地方検察庁検察官に送致したものである。

二について

検察当局においては、勾留の理由と必要性を認めて勾留を請求し、なお捜査を継続する必要がある勾留を継続するやむを得ない事由があると認めて勾留期間の延長を請求したものと承知している。

三について

お尋ねの「事件の真相が明らかになっていない段階で、不起訴としている事案が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、一般に、検察当局において、捜査によっても犯罪の事実等が必ずしも明らかにならず、その結果、

不起訴処分をすることはあるものと承知している。

四及び五について

検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、刑事事件の処分をしており、被疑者の国籍等を理由として不当な起訴又は不起訴の判断をすることは無いものと承知している。

六について

お尋ねの「外交問題を考慮して外国人を起訴しないことができる」という広範な裁量権が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百四十八条は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」と規定しているところ、検察官は、法と証拠に基づき、刑事事件の処分を判断するに当たって、当該処分をし、又はしないことによる国際関係への影響等についても、犯罪後の情況として考慮することができるもの

と考える。

七について

今後、検察当局が事件を受理した場合には、事案の個別具体的な事情に応じて、引き続き、法と証拠に基づいて適切に対処していくものと承知している。

平成二十二年十月二十五日提出
質問 第八九号

自衛隊のソマリア沖海賊対処「新活動拠点」に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

自衛隊のソマリア沖海賊対処「新活動拠点」に関する質問主意書

二〇一〇年七月十七日、防衛省はソマリア沖・アデン湾で海賊対処活動を行っている自衛隊の施設整備に向けた起工式をジブチ国際空港内で行った。防衛省はこれを「新活動拠点」と説明しているが、具体的に整備する施設として報じられているのは、海上自衛隊のP3C哨戒機の駐機場や格納庫、隊舎などであり、まさに「基地」と言うべきものである。自衛隊が戦後初めて、海外に恒久基地を持つ可能性があり、憲法に関わる重大問題である。しかも、このような重大問題について、政府はこれまで、国会と国民に対し、何らまともな説明を行っておらず、このような政府の対応は到底許されるものではない。

自衛隊は二〇〇九年三月から海上自衛隊の護衛艦による民間船舶の護衛を、同年六月からP3C哨戒機による警戒監視、情報収集・提供を行っている。ソマリア沖・アデン湾における海賊問題が深刻化した二〇〇八年以降、各国が軍隊を派遣しているが、海賊事件は広域化し多発しており、何ら解決の見通しは立っていない。国際海事局(IMB)によると、ソマリア沖・アデン湾の海賊事件発生件数は、二〇〇八年の百十一件に対し、二〇〇九年は二百十七件にほぼ倍化し、二〇一〇年も百三十七件に上っている(十月二十一日現在)。軍隊の派遣で海賊問題を解決できないことは明らかである。

政府は、東南アジアで行ってきたように、地域協力の枠組みづくりや現地・周辺国の海上警察力を強化するための技術援助・財政援助、問題の根本にあるソマリアの内戦終結と貧困解決に向けた外交努力と民生支援で積極的役割を果たすべきであり、自衛隊は撤退すべきである。以下、質問する。

一 「新活動拠点」として整備する施設の内容及び規模(棟数及び各棟の階数と延べ床面積)、構造、場所、区域面積、予算額(総額及び各年度の内訳)、完成予定時期を明らかにされたい。その際、整備するとされる隊舎の収容人数、駐機場の機数、格納庫の機数も明示されたい。また、施設整備に伴い、派遣人員に変化はあるか。

二 「新活動拠点」の土地はジブチ政府から借り受けたと報じられているが、具体的に、いつ、どのような内容で契約を行ったのか。地代及び契約期間、その他契約に関わる条件等を明らかにされたい。

三 「新活動拠点」の施設・区域内における管理権及び事件・事故に関わる裁判権を持つのはどちらの政府か。同施設・区域内にジブチ国内法は適用されるか。

四 現在、自衛隊員はジブチ国際空港内のどこに駐屯し、P3C哨戒機はどこに駐機しているのか。また、その費用は誰にどれだけ支払っているか。

五 現在、ジブチ国際空港を拠点に海賊対処活動を行っている国はどこか。それらの国々は、同空港内のどこに駐屯しているのか。もともと同空港内に基地を持つ米軍及びフランス軍を除き、新たな活動拠点を設けた国はあるか。

六 「新活動拠点」の整備に関し、政府はどのような調査・検討を行い、いつ決定したか。また、国会に対して、いつ、どのような説明を行ったか。

七 政府はいつまで自衛隊による海賊対処活動を継続する方針か。どういう状況になれば、自衛隊を撤退させるのか。右質問する。

内閣衆質一七六第八九号
平成二十二年十一月二日

衆議院議長 横路 孝弘殿 菅 直人
衆議院議員赤嶺政賢君提出自衛隊のソマリア沖海賊対処「新活動拠点」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君提出自衛隊のソマリア沖海賊対処「新活動拠点」に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省・自衛隊は、現在、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為への対処を航空機により行うためジブチを拠点とする部隊(以下「派遣海賊対処行動航空隊」という。)が単独で使用できる活動拠点(以下「活動拠点」という。)を、ジブチ国際空港北西地区において整備しているところである。

活動拠点の整備のための経費としては、平成二十一年度第一次補正予算において約三十四・七億円を、平成二十二年当初予算において約六・六億円を計上し、また、平成二十二年予算費において約五・七億円を措置しているところであり、総額は約四十七億円である。

活動拠点については、約十二ヘクタールの敷地内に、隊員等が居住する宿舎(七棟、収容人数約二百八十名、延べ面積約五千九百平方メートル)、整備格納庫(一棟、収容機数一機、延べ面積約二千七百平方メートル)、食堂等の厚生施設(二棟、延べ面積約二千平方メートル)、隊員が業務を行う事務所(二棟、延べ面積約千七百平方メートル)及び電源室等のその他の関連施設(十二棟、延べ面積約二千四百平方メートル)を、プレハブ構造一階建て(電源室のみ二階

建て、一部は鉄骨又はコンクリートブロック構造)で整備し、そのほか駐機場(収容機数三機)も整備する予定である。

また、活動拠点の完成時期は平成二十三年三月末を予定しており、これに伴い、施設運営等に必要な人員約三十名を増員する予定である。

二について

活動拠点の整備のため、ジブチ国際空港北西地区の約十二ヘクタールの土地について、平成二十二年五月八日、日本国自衛隊とジブチ共和国・国際協力省との間で賃貸借契約を締結した。

なお、賃貸料の額を含む当該契約の内容については、相手国との関係もあり、お答えは差し控えたい。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」(平成二十一年外務省告示第二百二十三号)においては、例えば、「日本国の権限のある当局は、ジブチ共和国の領域内において、ジブチ共和国の権限のある当局と協力して、日本国の法令によって与えられたすべての刑事裁判権・・・をすべての要員について行使する権利を有する」等と規定されている。

四について

現在、派遣海賊対処行動航空隊は、ジブチ国際空港に隣接する在ジブチ米軍キャンプ・レモニエを拠点として活動しており、またP-3C哨戒機については、ジブチ国際空港北西地区内において、空港管理会社DPWORLD社が管理する駐機場を使用している。

当該米軍キャンプ内の事務所施設の使用等に伴い、米軍に対し、平成二十二年七月末までに約四百九十二万七千ドルを支払い、また当該P—3C哨戒機の駐機料として、D P W O R L D社に対し、平成二十二年九月末までに約十八万六千ドルを支払っている。

現在、ジブチ国際空港及びその周辺地域を拠点として海賊対処のための活動を行っている国としては、我が国のほか、米国、フランス及びスペインがあると承知している。お尋ねの「新たな活動拠点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国は、ジブチ国際空港に隣接する在ジブチ米軍キャンプ・レモニエを拠点として活動を行っており、また、スペインは、同空港に隣接するフランス軍の基地を拠点として活動していると承知している。

六について
活動拠点の整備については、派遣海賊対処行動航空隊が在ジブチ米軍キャンプ・レモニエを活動の拠点とすることは、ジブチ政府から当面の措置としてのみ認められたものであることを踏まえつつ、部隊運用の効率性等の観点から検討した上で、平成二十一年四月二十七日に閣議決定した平成二十一年度第一次補正予算において必要な経費の一部を計上したものであり、当該補正予算の成立後の同年七月以降に、防衛省は活動拠点移転に関する詳細な現地調査・調整を実施するために職員を派遣し、運用上必要な土地の面積や利便性、整備費用等を総合的に検討した上で、随時整備を進めてきたところである。

また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対

策のための経費については、国会に対し、予算の説明の過程において説明を行ってきており、活動拠点の整備のための経費についても、求めに応じ適宜説明してきたところである。

七について
ソマリア沖・アデン湾における海賊行為への対処については、既に派遣されている自衛隊の部隊の活動が国内外から高く評価されていることを踏まえつつ、当該海域における海賊行為の発生状況、海上保安庁の対応能力等を総合的に勘案して、政府において適切に判断してまいりたい。

平成二十二年十月二十五日提出
質 問 第 九 〇 号

雇用促進住宅の今後における方向性に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

雇用促進住宅の今後における方向性に関する質問主意書

雇用促進住宅は、本来雇用保険法による雇用福祉事業として、保険料を財源に、中小企業の勤労者の住宅の代替住宅であったが、時代の変遷とともに、地域・産業間の労働力の移動を図るため、移動就職者用の宿舎として、その求められる役割も変化してきた。平成十一年度からはじまった政府の特殊法人整理合理化の推進により、雇用促進住宅の供給も中止、譲渡する方針が打ち出されたが、自公政権時の平成二十年、リーマンショックによる経済危機により、派遣労働者の解雇などのために住宅を喪失する、いわゆる非正規労働者が増加し、「生活防衛のための緊急対策」として、廃止決定していない同住宅を最大限活用し、その提

供に努めてきた。

現下の厳しい雇用環境、経済情勢を鑑みる時、同住宅は、本来国民の雇用保険財源により長年整備してきた大切な資産であり、原点に立ち返り、地域の低所得勤労者、経済的弱者向けとしての公的役割がなお必要ではないかと考える。従って、次の事項について質問する。

一 同住宅は、本年三月時点において、住居戸数十三万二千四百九十戸、入居戸数七万八千六百六戸で入居率五十九・三％と把握しているが、年齢別の入居率はどのようなになっているのか示されたい。

二 一に関連し、空戸数について、災害時において緊急避難先や仮設住宅などに活用すべきと考えるが、今後どのような活用をしていくのか、管内閣の見解如何。

三 同住宅において、エレベータ未設置であり、階数を加算することに家賃が高くなっている場合、身体弱者である高齢者ほど上層階に入居しているという声を聞く。そのようなケースにどのように対応していくのか示されたい。

四 平成二十年、解雇された非正規労働者への住宅確保として、廃止が決まっていない同住宅を開放してきたが、依然厳しい現下の雇用環境状況に対して、どのように対処していくのか、管内閣の見解如何。

五 現在、同住宅は廃止を延期しているが、今後いつまでに事業方針を決めるのか。また地方自治体への譲渡の進捗状況を示されたい。

六 五に関連し、譲渡された住宅について、入居者希望数が少ない状況と聞か、今後どのように支援していくのか、管内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七六第九〇号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出雇用促進住宅の今後における方向性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出雇用促進住宅の今後における方向性に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねの「年齢別の入居率」の意味するところが必ずしも明らかでないが、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)から雇用促進住宅の管理運営業務を受託している財団法人雇用振興協会が実施した雇用促進住宅の入居者実態調査によると、雇用促進住宅の借受人の年齢構成は、平成十八年十二月一日現在で、二十歳未満が〇・三パーセント、二十歳以上三十歳未満が十二・七パーセント、三十歳以上四十歳未満が二六・九パーセント、四十歳以上五十歳未満が三八・八パーセント、五十歳以上六十歳未満が二六・四パーセント、六十歳以上七十歳未満が十・八パーセント、七十歳以上が七・〇パーセントとなっている。

二について

雇用促進住宅については、「規制改革推進のための三か年計画」(平成十九年六月二十二日閣議決定。以下「三か年計画」という。)に基づき、遅くとも平成三十三年度までの譲渡・廃止に向けた取組を進めているところであるが、引き続き、災害の発生に伴い、都道府県から被災者に対する雇用促進住宅の提供の要請があった場合

には、被災者の当面の居住の場として提供してまいりたい。

三について

雇用促進住宅の家賃については、階数が上がることに割高となる設定とはなっていない。

四について

厚生労働省としては、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、平成二十年十二月以降、解雇等に伴い住居を喪失した求職者に対する緊急かつ一時的な対応として、当該求職者に対し、雇用促進住宅を提供してきているところである。

当該施策については、今後の経済状況、雇用失業情勢等を勘案しつつ、その継続等について判断してまいりたい。

五について

政府としては、雇用促進住宅については、三年計画に基づき、遅くとも平成三十三年度までの譲渡・廃止の取組を進めているところであり、御指摘のように雇用促進住宅の廃止を延期しているわけではない。

また、雇用促進住宅の地方自治体等への譲渡は、平成十三年度から行われており、本年九月末までに百十四住宅が地方自治体等へ譲渡されている。このうち、三年計画が閣議決定された平成十九年度以降の譲渡は、百五住宅となっている。

六について

地方自治体等に譲渡された雇用促進住宅への入居促進については、当該地方自治体等において検討すべきものであると考える。

なお、機構においては、地方自治体等が公的な住宅として十年間利用することを条件に、譲渡価格を減額して譲渡しているところである。

平成二十二年十月二十五日提出
質問 第九一 号

学校教育に於ける新聞の活用に関する質問主意書

提出者 高市 早苗

学校教育に於ける新聞の活用に関する質問主意書

平成二十二年三月に告示され、平成二十三年四月に全面実施予定である小学校及び中学校の学習指導要領には、新聞に関する次の記述がある。

例えば、小学校教育課程に於いては、第五学年及び第六学年の国語では、「読むこと」の指導について、「編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むこと」と記されており、第五学年の社会では、「放送、新聞などの産業と国民生活とのかわり」について、「調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする」と記されている。

また、中学校教育課程に於いては、第二学年の国語では、「読むこと」の指導について、「新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること」と記されており、社会の公民的分野では、「指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、地図や年表を読みかき作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること（後略）」と記されている。

更に、平成二十一年三月告示の高等学校学習指導要領に於いても、公民では、「情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料を収集、選択し、それらを読み取り解釈すること（後略）」と記されており、地理歴史でも、同趣旨の記述がある。

以上、来年より順次実施される学習指導要領の記述に基づいた教育が行われるためには、政府による環境作りが必要であると考えるところから、次の事項について質問する。

一 児童や生徒が、いつも身近に新聞がある環境に置かれ、新聞を読む習慣を身に付けることは有意義であると考えるが、管内閣の考え方を伺う。

二 前記した小中学校の学習指導要領は来年度から実施されるが、家庭に於いては教材としての新聞を読むことができない環境にある児童・生徒もいる。せめて学校に行けば全教室で新聞が読めるような配慮が必要だと考えるが、管内閣の考え方を伺う。

三 既に平成十四年から、(社)日本新聞販売協会の提唱による「すべての教室へ新聞を」運動が実施されており、文部科学省は同年八月二十九日よりこの運動を後援していると承知している。文部科学省は、「すべての教室へ新聞を」運動に対して、具体的に如何なる支援を行っているのか。

四 現在は、「すべての教室へ新聞を」運動にかかるとするが、その理由を伺う。

五 「すべての教室へ新聞を」運動は、来年度から

実施される学習指導要領の内容にも合致しており、意義深いものだと考えるが、新聞販売店のご好意の上に成り立っている社会貢献活動であることから、恩恵を享受できる学校とそうではない学校があり、地域的にも偏りが出ているであろうことは想像に難くない。管内閣は、この運動の意義を如何に評価しているのか。又、より多くの学校が公平に新聞の提供を受けられるようにするためには、どのような対策が有効だと考えるか。

六 仮に学習指導要領に新聞の活用についての記載がある小学校第五学年、第六学年、中学校、高等学校の全教室に教材としての新聞を配置するとすれば、対象となる教室数は、全国で幾つになるか。

七 平成二十一年一月二十三日、フランスのサルコジ大統領が、若者の活字離れ防止や活字メディア支援の為に、三年間で六億ユーロの予算措置をもって、「フランスの成人年齢十八歳に達した男女に、一年間、新聞を無料配達する」等の政策を発表した。日本では、フランスよりも新聞購読率が高いことから、全成人への無料配達には必要ないと考えるものの、前問に記した対象教室全てに一部ずつ配置することについては、学習指導要領に従った教材の提供という位置付けで、国によって新聞原価等を負担する方法で行われるべきだと考える。来年度以降、予算措置を伴う新規政策として、小学校第五学年、第六学年、中学校、高等学校の全教室に新聞を配置することは可能か。仮に不可能であるとする、その理由を伺う。

内閣衆質一七六第九一号

平成二十二年十一月二日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出学校教育に於ける新聞の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 菅 直人

(別紙)

衆議院議員高市早苗君提出学校教育に於ける新聞の活用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のように、児童生徒が、家庭や学校において、「いつも身近に新聞がある環境に置かれ、新聞を読む習慣を身に着けること」は、児童生徒が国語力を高めるとともに、社会的事象を多面的に考察して公正に判断する力を大きくむす上で有意義であると考えている。

二及び七について

御指摘の学習指導要領においては、国語科等の指導を効果的に行うための教材の例示として新聞を取り上げているところ、実際に各学校において新聞を教材として配置するか否かは、各学校の指導方針や地域の実情等を踏まえ、各教育委員会等において適切に判断すべきものであり、文部科学省としては、御指摘のような予算措置を講ずることは、現時点で考えていない。

三について

文部科学省においては、御指摘の「すべての教室へ新聞を」運動について、平成十四年八月二十九日付で後援名義の使用を許可したところであり、これにより、同運動の趣旨の普及に資することとなったと考えている。

四について

御指摘の「すべての教室へ新聞を」運動の主催

者である社団法人日本新聞販売協会に確認したところ、同運動は、主として同協会及び同運動の趣旨に賛同する新聞販売業者が実施し、その経費も、主としてこれらの者が負担しているとのことである。

五について

御指摘の「すべての教室へ新聞を」運動は、その実施要領において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(第二条)の基本理念にのっとり、小学校4年以上、中学校、高等学校の全学年教室に新聞を常置するためのボランティア活動である」とされており、多くの学校において児童生徒が新聞を活用した学習を行うことを可能としている点で有意義であると考えている。

文部科学省としては、新聞を教育に活用することは意義あることと考えており、各教育委員会等に対し、新聞等の活用の充実を図ることとした学習指導要領の改訂の趣旨を周知してまいりたい。

六について

お尋ねの「教室数」については把握していないが、学級数については、平成二十一年五月一日現在、国公私立の小学校の第五学年の単式学級(特別支援学級である単式学級を除く。以下同じ。)は三万九千八百一学級、第六学年の単式学級は四万六千六百学級、国公私立の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)は十二万五千五百四十五学級、国公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)は六万四千四百五十四学級である。なお、小学校の複式学級及び特別支援学級の学年別学級数並びに私立の高等学校の学級数については把握していない。

平成二十二年十月二十五日提出
質 問 第 九 二 号

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に係る菅直人内閣の認識に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に係る菅直人内閣の認識に関する質問主意書

本年十月一日、菅直人内閣総理大臣は、所信表明演説の中で環太平洋戦略的経済パートナーシップ協定(TPP)に関し、「私が議長を務めるAP EC首脳会議では、米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備しなければなりません。かけ橋として、EPA、FTAが重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と述べ、TPPへの参加を検討する旨述べている。また菅総理は二十四日、全閣僚と民主党幹部を首相公邸に招いてTPPに関する勉強会を開催し、「十年後の農業や国土保全と、『国を開く』との両立は可能」との旨述べていると承知する。右を踏まえ、以下質問する。

一 その歴史的経緯、協定内容等、TPPの詳細について説明されたい。

二 TPPと経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)には、どのような違いがあるのか説明されたい。

三 TPPに参加した場合、EPAやFTAと異なり、貿易対象の物品に関しては、原則全て一〇〇%関税を撤廃することが求められるものと承知するが、確認を求める。TPPに参加した場合も、例外的に、ある物品を関税撤廃の対象外とすることは認められるのか。

四 TPPを巡っては、経済産業省、内閣府が、それに参加することで我が国の国内総生産をそれぞれ十兆円、三兆円押し上げる効果があると試算を出していると承知する。その一方で、農林水産省は、TPPに参加し、全ての物品の関税が撤廃された場合、我が国の第一次産業の生産額は、従来の半分の四兆円に減るとの試算を出していると承知するが、右の各府省による試算の根拠は何か、それぞれ詳細に説明されたい。

五 たとえば、TPPに参加すると見られている国の中に、我が国とのEPA締結を目指し、これまで交渉を重ねてきたオーストラリアも入っているが、二〇〇六年に北海道庁が行った試算によると、日豪EPA締結により北海道経済は関連産業全て含めて約一兆三千七百十六億円の損失を出し、農家戸数も二万一千戸減少し、更に道内総生産も、一九九七年の北海道拓殖銀行の破綻時を上回る四、二%の減少を見せ、関連産業で四万七千人、離農する農家も含めると八万八千人の失業者が出て、道内完全失業率は八、五%になるとのことである。我が国がTPPに参加し、全ての物品の関税が撤廃された場合、

① 我が国の国内総生産の押し上げ額
② 我が国の第一次産業の生産額の減少額
③ 我が国の食糧自給率の変化
④ 我が国における第一次産業従事者数の変化
⑤ 我が国における完全失業率の変化
の五点につき、菅直人内閣として試算し、統一した見解を有しているか。

六 我が国として、TPPに参加し、農産物を含め全ての物品の関税が撤廃された場合、農家への所得補償に係る費用はどれくらいに上るの

か、菅内閣として試算し、統一した見解を有しているか。

七 前文で触れたように、菅総理は我が国のTPPへの参加と、我が国の第一次産業、特に農業の存続は両立可能である旨述べているが、右発言の根拠は何か。当方は、我が国がTPPに参加し、農産物を含め全ての物品の関税が撤廃された場合、スケールメリットではとても太刀打ちできない我が国の第一次産業、特に農業は甚大な被害を受け、多くの離農者が出てしまうと懸念するものであるが、TPPへの参加と我が国の第一次産業、特に農業の存続を両立させることは可能とする菅総理の見解について詳細に説明されたい。

内閣衆質一七六第九二号

平成二十二年十一月二日

菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に係る菅直人内閣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に係る菅直人内閣の認識に関する質問に対する答弁書

一及び三について

環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定交渉は、本年三月、豪州、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、米、ベトナム及びペルーの間で開始され、同年十月、マレーシアが参加した交渉であると承知している。TPP協定交渉の内容については、我が国が交渉に参加していないことから、

政府としてお答えする立場にはない。

二について

狭義の自由貿易協定(以下「FTA」という。)とは、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定を指す。一方、狭義のFTAの要素を含み、更に、投資の促進・保護、知的財産、ビジネス環境整備等の幅広い分野を含む協定を、我が国は、経済連携協定(以下「EPA」という。)と呼んでいる。なお、TPP協定とFTAやEPAとの関係については、我が国がTPP協定交渉に参加していないことから、政府としてお答えする立場にはない。

四について

内閣官房及び関係府省においては、TPP協定を含めた各種EPAに関して、世界貿易機関を始め広く関係機関が活用している一般均衡モデル(いわゆるG-TAPモデル)を用いた試算及び主要品目の海外産品との競争力比較を基にした個別の産業への影響についての試算を行っている。

五について

内閣官房及び関係府省においては、一定の前提を置いて、TPP協定を含めた各種EPAに関する様々な試算を行っているが、これらの試算は、政府としての統一した見解を示すことを目的としたものではなく、EPAについての国民各層の議論の材料とするため提示したものである。

六について

TPP協定交渉への参加について現在政府部内において検討を行っている段階であり、TPP協定交渉への参加を前提とした施策については、お答えすることは差し控えたい。

七について

御指摘の菅内閣総理大臣の発言は、「十年

後、日本の農業を国土保全や活力を持った地域社会を作るという観点から、どのようにしていくかということが重要であり、そのことと菅内閣が掲げている「国を開く」ということの両立がいかにすれば可能かということを考えなければいけない」というものであったと認識している。

平成二十二年十月二十五日提出
問 第 九 三 号

本年十月四日の日中首脳会談における尖閣諸島に係る中国側の打診に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

本年十月四日の日中首脳会談における尖閣諸島に係る中国側の打診に関する質問主意書

本年十月二十一日の新聞報道によると、日本時間同月五日に行われた菅直人内閣総理大臣と温家宝中国首相との会談の後、日中両国の事務方による協議の場で、中国側より、尖閣諸島の領有権を巡る問題を棚上げすることの提案がなされたとのことである。右を踏まえ、以下質問する。

一 前文で触れた報道の内容は事実か。

二 前文で触れたことは事実か。中国側より、尖閣諸島の領有権を巡る問題を棚上げすることの提案がなされた事実はあるのか。

三 二で、あるのなら、それに対して我が国としてどのような回答をしたのか説明されたい。

四 中国側として、我が国固有の領土であり、現に我が国が実効支配し、何の領土問題も存在していない尖閣諸島に関して、あたかも日中間で領有権を巡る問題があるかのような空気をつくるべく、種々画策を行っているものと考えるが、我が国として、右のような中国側の出方

どのように対応する考えでいるのか説明されたい。

内閣衆質一七六第九三号

平成二十二年十一月二日

菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出本年十月四日の日中首脳会談における尖閣諸島に係る中国側の打診に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出本年十月四日の日中首脳会談における尖閣諸島に係る中国側の打診に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの事実関係の有無も含め、外交上の個別のやり取りを明らかにすることは差し控えた

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に関し、国内外で正しい理解を得るべく、外務省のホームページによるものを含む対外発信を強化したほか、様々な機会をとらえ外交ルートを通じて働きかけを行っており、今後とも努力していく考えである。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「特定保険業を行つた一般社団法人等に関する特例」に改め、同条第一項中「施行の」を「公布の」に、「行つて」は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める日までの間を行つていた者(当該者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者を含む。)(二)に、「引き続き特定保険業」を「当分の間、行政庁の認可を受けて、当該特定保険業」に改め、同項各号を削る。

附則第二条第四項中「特定保険業者」を「認可取消業者」に、「内閣総理大臣」を「行政庁」に、「第一項各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める」を「第二項の認可を取り消された」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「この法律の施行の際現に特定保険業を行つて」を「前項に規定する者及び附則第五条第一項各号に掲げる者並びに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。は、第一項各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める」を「附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された者(次項及び第十二項において「認可取消業者」という。は、当該認可を取り消された」に、「若しくは少額短期保険業者」を、「少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者」に改め、同項を同条第十項と

し、同条第二項中「前項」を「新保険業法第三条第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2 前項の認可を受けようとする者は、平成二十五年十一月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称

二 純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

三 理事及び監事の氏名

四 特定保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容

五 事務所の所在地

3 前項の申請書には、次に掲げる書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業方法書

三 普通保険約款

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

五 第七項第二号の基準に適合することを明らかにするために必要な事項として主務省令で定める事項を記載した書類

4 新保険業法第四条第三項の規定は、前項の規定による同項第一号の定款の添付について準用する。この場合において、同条第三項中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

5 第三項第一号に掲げる書類(前項において読み替えて準用する新保険業法第四条第三項に規定する電磁的記録を含む。)(一)には、事務所(特定

保険業に係る業務を行うものに限る。)(二)の所在地を記載し、又は記録しなければならない。

6 第三項第二号から第四号までに掲げる書類には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)(第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第六十六条第一項「整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)(三)の登記をした日にその効力を生ずるものとする。

一 当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)(四)が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。

イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人

ロ 理事会を置かない一般社団法人

ハ 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された一般社団法人又は一般財団法人

ニ この法律、新保険業法、出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(五)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人

(1) この法律、新保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(六)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取

り扱われている者

(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(七)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

予り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(五)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

予り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(五)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

(4) 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、新保険業法第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により新保険業法第三条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百二十五条若しくは第百二十六条の規定により新保険業法第百八十五条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百三十一条若しくは第百三十二条の規定により新保険業法第百二十九条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百二十七条の規定により新保険業法第百七十二条第一項の登録を取り消され、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下「平成二十二年改正法」という。）による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第一項若しくは第百七十二條の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられ、若しくは新保険業法第百三十七條第一項の規定により新保険業法第百七十六條若しくは第百八十六條の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは当該外国において行われて

いる同種類の事業の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であった者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

(5) 新保険業法第百三十七條第一項の規定により新保険業法第百七十六條若しくは第百八十六條の登録を取り消され、又は新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(6) 新保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、新保険業法第百二十五條若しくは第百三十一條の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又はこの法律若

しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 認可特定保険業者（第一項の認可を受けて特定保険業を行う者をいう。以下同じ。）が、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條又は第百七十二條の二十七の規定により第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であつた者

(8) 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた理事又は監事

(9) 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第一項又は第百七十二條の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代

表者又は管理人であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）

(10) 平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）

へ 少額短期保険業者

二 申請者の行う特定保険業が、この法律の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者が行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。

三 申請者が、特定保険業を的確に遂行するために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

四 申請者が、特定保険業を的確に遂行するに足り人的構成を有すること。

五 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確実にを行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

六 第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容及び、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ハ その他主務省令で定める基準

七 第三項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ その他主務省令で定める基準

八 前各号に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護のために必要な基準として主務省令で定める基準

8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六十五条第一項第三号(同法第六十七七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法(平成七年法律第五号)、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)、この法律」とする。

附則第二条に次の二項を加える。

12 前項の規定により第一項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消業者(次項において「保険契約管理業者」という。)は、認可特定保険業者とみなして、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十二条第一項、第百三十三条(第二号を除く。)、第二百七十二條の二十二、第二百七十二條の二十三及び第二百七十二條の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、附則第四条第十一項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第一節第百三十八條を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第百四十二条の規定、附則第四条第十三項の規定、同条第十四項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同条第十五項の規定、同条第十七項において読み替えて準用する新保険業法第百六十七條(第二項第二号及び第三項を除く。)の規定並びに附則第四条第十八項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條の前の見出し

認可の取消し

業務の廃止

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條各号列記以外の部分	、同項第三号 とき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたとき	同項の認可を取り消す 、法令	又は同項第三号 とき	業務の廃止を命ずる 又は法令	処分 附則第二条第三項各号(第五号を除く。)に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なもの	平成十七年改正法附則第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二條の二十七	事業	附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第百四十二条	特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。)に係る事業
附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條各号列記以外の部分	、同項第三号 とき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたとき	同項の認可を取り消す 、法令	又は同項第三号 とき	業務の廃止を命ずる 又は法令	処分 附則第二条第三項各号(第五号を除く。)に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なもの	平成十七年改正法附則第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二條の二十七	事業	附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第百四十二条	特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。)に係る事業

13 保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 特定保険業を廃止したとき その保険契約管理業者

二 合併により消滅したとき その保険契約管理業者の代表理事その他の代表者であった者

三 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その保険契約管理業者
附則第三条及び第四条を次のように改める。
(保険契約の包括移転)
第三条 新保険業法第二編第七章第一節(第三百三十八条、第四百十条第二項及び第四百四十一条を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む)

む。は、この法律の公布の際現に特定保険業を行つていた者(一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。)が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

移転先会社	移転先法人
移転会社	移転業者
内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁

2 前項の規定により新保険業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三百三十五条第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第三百三十五条第二項	公告	公告又は通知
第三百三十六条第一項	移転会社及び移転先会社 (外国保険会社等を除く。)	移転先法人
	株主総会又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)	社員総会又は評議員会

第三百三十六条第二項	会社法第三百九条第二項(株主総会の決議に定める決議又は第六十二条第二項の決議)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員総会の決議)又は第百八十九条第二項(評議員会の決議)
第三百三十六条第三項	移転会社及び移転先会社 会社法第二百九十九条第一項(株主総会の招集の通知)(第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。)	移転先法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項(社員総会の招集の通知)又は第百八十二条第一項(評議員会の招集の通知)
第三百三十六条の二第二項	取締役(委員会設置会社にあっては、執行役) 前条第一項の株主総会等の会日の二週間前	役員(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)
	公告 第三百三十五条第一項の契約に係る契約書	第百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日
	公告 移転会社の株主又は保険契約者	公告又は通知 移転対象契約者
	その営業時間 決議をした	移転業者の営業時間 決議があつた
第三百三十七條第一項	公告しなければ	官報に公告し、又は移転対象契約者に対して各別に通知しなければ
第三百三十七條第二項及び第四項	公告	公告又は通知

第百三十九条第二項	どうか	どうか(移転先法人が当該保険契約の移転を受ける前に特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。)を行っている認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先法人の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか)
第百四十条第一項	公告	官報に公告
第百四十条第三項	公告が当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により	公告が
第百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員(法人でない社團又は財団の代表者又は管理人を含む。)
第百三十三条第一項第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。若しくは
第百三十三条第一項第六号及び第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。又は
第百三十三条第一項第十三号及び第四十五号	及び第二百七十二条の二十九において	、第二百七十二条の二十九及び平成十七年改正法附則第三条第一項において

(認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用)	
第四条 新保険業法第九十七条第二項、第百条の二、第百条の四、第百十条(第二項を除く。)、第百十一条(第二項を除く。)、第百十三条から第百十六条(第二項を除く。)、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十三條、第百二十四條、第百三十一條から第百三十三條まで、第百七十二條の八第三項、第百七十二條の九、第百七十二條の十一、第百七十二條の二十一(第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。)、から第百七十二條の二十三まで及び第百七十二條の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	
内閣府令	
主務省令	
内閣総理大臣	
行政庁	
第百条の二	この法律
第百十条第二項	中間業務報告書及び業務報告書
第百十一条第一項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所
公衆	保険契約者(保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この条において同じ。)
第百条の二	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百十条第二項	業務報告書
第百十一条第一項	その事務所(専ら特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。))以外の業務の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。第四項において同じ。)

第百十一條第四項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	事務所
	不特定多数の者	保険契約者
	公衆	保険契約者
第百十一條第五項	公衆	保険契約者
第百十一條第六項	保険契約者その他の顧客及びその子会社等の業務	保険契約者の業務
第百十三條	保険会社は、当該保険会社認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の際現に特定保険業を行っていない者に限る。）は、当該認可特定保険業者	認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の際現に特定保険業を行っていない者に限る。）は、当該認可特定保険業者
第百十五條第二項	利益（第百十二條第一項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。）	利益
第百二十條第一項	生命保険会社及び内閣府令	長期の保険契約の引受けを行わないことその他の主務省令
第百二十二條	損害保険会社に限る	者を除く
	この法律又は	平成十七年改正法において準用するこの法律又は平成十七年改正法において準用する
第百二十三條第二項	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号

第百二十三條第二項	変更しようとする	変更した
	あらかじめ	遅滞なく、
第百二十四條第一号	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
	第五条第一項第三号イからハ	同条第七項第六号イからハ
	基準	基準及び当該書類に定めた事項の変更後に行う特定保険業が当該書類に定めた事項の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであること。
第百二十四條第二号	第四条第二項第四号	平成十七年改正法附則第二条第三項第四号
	第五条第一項第四号イからハまで	同条第七項第七号イ及びロ
第百三十一條	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
第百三十二條第一項	子会社等	子会社等（子会社（平成十七年改正法附則第四条第五項に規定する子会社をいう。第二百七十二條の二十二第二項において同じ。）その他の当該認可特定保険業者と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。）

第三百七十七条第二号	を公衆		を公衆若しくは保険契約者(保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この号において同じ。)
	第二百七十二条の二十二第二項若しくは第二項	第二百七十二条の二十二第二項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)	第二百七十二条の二十二第二項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百七十七条第三号	第二百七十二条の二十三第三項若しくは第二項		第二百七十二条の二十三第三項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
	第二百七十二条の二十三第三項若しくは第二項	第二百七十二条の二十三第三項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)	第二百七十二条の二十三第三項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百二十一条第一項第一号	第三百十六条第一号から第三号まで		第三百十六条第一号、第二号(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)、第三号
	第三百十七条第一号から第三号まで	第三百十七条第一号から第三号まで(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)	第三百十七条第一号から第三号まで(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百二十一条第一項第四号	第三百十五号(第五号を除く。)		第三百十五号(第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
	第三百十五号(第五号を除く。)	第三百十五号(第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)	第三百十五号(第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)

第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
第三百三十三条第一項第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項第十二号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第三十号	第二百七十二条の十一第二項	第二百七十二条の十一第二項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項第三十一号	第二百七十二条の十三第二項	第二百七十二条の十三第二項及び平成十七年改正法附則第四条第一項
第三百三十三条第一項第三十六号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第三十七号	第九十九条において	第九十九条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
	同項各号	第九十九条第二項各号
第三百三十三条第一項第三十八号	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第三十九号	同項	第二百二十条第三項
第三百三十三条第一項	及び第二百七十二条の十八において	、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十二条第一項	第百三十二条第一項	第百三十二条第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)

第三百三十三条第一項第四十号	第二百七条において	第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百三十三条第一項第四十一号	第二百二十三条第二項(第二百七条において)	第二百二十三条第二項(第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において)
第三百三十三条第一項第四十三号	第二百七十二條の二十一第一項	第二百七十二條の二十一第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項第四十四号	第二百三十一條	第二百三十一條(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)

3 認可特定保険業者が前二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第二百七十二條の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消され、又は当該認可特定保険業者の理事若しくは監事の解任を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項及び第二百七十二條の三十七第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二條の四第一項第十号ハ中「若しくは第三百七条第一項」とあるのは「第三百七条第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第四条第一項において準用する第百三十三条若しくは第二百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、「その会社」とあるのは「その

法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、同号ホ中「第百三十三条」とあるのは「第百三十三条平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。」と、「若しくは監査役、第二百二十五条」とあるのは「監査役、理事若しくは監事、第二百二十五条」と、新保険業法第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(1)中「若しくは第三百七条第一項」とあるのは「第三百七条第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第百三十三条若しくは第二百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、同号ハ(3)及び同項第二号ハ中「第二百七十二條の四第一項第十号イ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十号

イ」と、新保険業法第二百七十二條の三十七第一項第三号中「第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ」とする。

4 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

5 前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権(新保険業法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

6 認可特定保険業者は、特定保険業(これに附帯する業務及び保険代理業(第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二條の十一第一項に規定する保険代理業をいう。))を含む。次項において同じ。)に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

7 認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に關し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。

二 特定保険業に係る会計に属する資産を担保に供して他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。

三 前三号に掲げるもののほか、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として主務省令で定める行為を行うこと。

8 認可特定保険業者の目的、事務所(特定保険業に係る業務を行うものに限る。)の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9 行政庁は、前項の認可の申請があつた場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に行う特定保険業が、当該定款の変更前に行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

10 行政庁は、認可特定保険業者に係る次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等(保険金、返戻金その他の給付金をいう。)の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。

一 基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一條に規定する基金をいう。第十九項において同じ。)、準備金その他の主務省令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生

11
その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額
新保険業法第二編第七章第一節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険

業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十五条第二項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
外国保険会社等	外国保険会社等	外国保険会社等、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
公告	公告又は通知	公告又は通知
又は社員総会	、社員総会	
総代会	総代会又は評議員会	
又は第六十二条第二項	、第六十二条第二項	
第三百三十六条第二項	又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項(社員総会の決議)若しくは第八十九条第二項(評議員会の決議)に定める決議によらなければならない	
第三百三十六条第三項	含む)	含む。)又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項(社員総会の招集の通知)若しくは第八十二条第一項(評議員会の招集の通知)
公告	公告又は通知	
内閣府令	主務省令	
第三百三十六条の二第一項		

第三百三十七条第二項	公告	公告又は通知
第三百三十七条第四項	公告	公告又は通知
第三百三十七条第五項	内閣府令	主務省令
第三百三十九条第二項	内閣府令	主務省令
第三百三十九条第二項	内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁	
どうか	どうか(移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。)が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか)	
内閣府令	行政庁	
主務省令	主務省令	
第三百四十条第一項	主務省令	

第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役
第三百三十三条第一項第四号	この法律若しくはこの法律(平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む。)若しくは
第三百三十三条第一項第六号	この法律又はこの法律(平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む。)又は
第三百三十三条第一項第十号	内閣府令 この法律又は主務省令
第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号	及び第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において この法律(平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む。)又は 、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において
12 新保険業法第四百十二條の規定は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。	第四百四十四條第三項 又は第六十二條第二項 、第六十二條第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九條第二項(社員総会の決議)若しくは第八十九條第二項(評議員会の決議)
13 行政庁は、前項において読み替えて準用する新保険業法第四百十二條の認可の申請があつた場合(当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。)において、当該事業の譲受けに係る特定保険業者が、当該事業の譲受け前に当該認可特定保険業者の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。	第四百四十四條第四項 第四百三十六條第三項 平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する第四百三十六條第三項
14 新保険業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第四百四十六條第一項及び第二項 第四百四十六條第三項 商業登記法第十八條、第十九條(申請書の添付書面)及び第四十六條(添付書面の通則)(これらの規定を第六十七條において準用する場合を含む。)
この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)	外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。)、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
株主総会等(株主総会、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は評議員会をいう。以下同じ。)	委託会社 委託業者 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十七條(添付書面の通則)並びに第三十三條(商業登記法の準用)において準用する商業登記法第十八條及び第十九條(申請書の添付書面)

第四百七条及び第四百十八条第一項	委託会社	委託業者
第四百四十八条第三項	保険業法第四百四十四条第二項	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第四百四十四条第二項
第四百四十八条第四項	委託会社 委託会社 保険業法第四百四十四条第一項	委託業者 委託業者 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四条第十四項において準用する保険業法第四百四十四条第一項
第四百四十九条第一項	委託会社	委託業者
第四百四十九条第二項	内閣総理大臣	行政庁
第四百五十条第一項	委託会社	委託業者
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
第三百三十三条第一項第三号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)又は
第三百三十三条第一項第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十四項において準用する場合を含む。)若しくは

15 認可特定保険業者が前項において読み替えて準用する新保険業法第四百四十四条第一項の規定により他の認可特定保険業者による業務及び財産の管理の委託を行う場合において、前項において読み替えて準用する新保険業法第四百四十五条第一項の認可を受けたときは、当該他の認可特定保険業者は、当該管理の委託に係る業務を行うことにつき第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の十一第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

16 認可特定保険業者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定にかかわらず、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併して認可特定保険業者を設立することができない。

17 新保険業法第五百五十二条第一項、第五百五十三条(第二項第一号を除く。)、第五百五十四条、第五百六十五条の二十三から第五百六十七条第二項第二号及び第三項を除く。)、第五百七十条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)、第五百七十四条(第二項及び第四項を除く。)、及び第五百七十五条から第五百七十九条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五百五十二条第一項	会社法第四百七十一条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八条及び第二百二条第一項
第五百五十三条第一項及び第二項	同条中「次に」とあるのは、「第三号」	同法第四百八条中「次に」とあるのは「第三号から第七号までに」と、同法第二百二条第一項中「次に」とあるのは「第三号」
第五百五十三条第三項	内閣総理大臣	行政庁
第五百五十四条	株式会社及び第六十三条第一項の定款の定めをして相互に会社に限る	行政庁
第五百五十四条	内閣府令	主務省令
第六百六十五条の二十三	会社法第七百四十八条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条

						第百六十五条の七(第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百六十五条の十七(第百六十五条の二十において準用する場合を含む。又は前条	前条
	内閣府令	保険会社等又は合併により 設立する保険会社の株主	認可特定保険業者の社員、評議員				
第百六十六条第三項各号 列記以外の部分	た	保険会社等又は合併により 設立する保険会社等の定め	認可特定保険業者の定めた				
第百六十六条第三項第三号	内閣府令	主務省令					
第百六十六条第三項第四号	保険会社等又は合併により 設立する保険会社等	認可特定保険業者					
第百六十七条第一項	保険会社等が合併後存続する 場合又は保険会社等を合 併により設立する	認可特定保険業者が合併後存続する					
	内閣総理大臣	行政庁					
	内閣総理大臣	行政庁					
第百六十七条第二項各号 列記以外の部分	どうか	どうか及び合併後存続する認可特定保 険業者の行う特定保険業(保険業法等 の一部を改正する法律(平成十七年法 律第三十八号。以下「平成十七年改正 法」という。))附則第二条第一項に規定 する特定保険業をいう。以下この項に					

第百六十七條第二項第三号	保險会社等又は当該合併により設立する保險会社等	認可特定保險業者 か
第百七十條第一項各号列記以外の部分	第百五十九條第一項及び第百六十五條の二十三 商業登記法第十八條、第十九條（申請書の添付書面）及び第四十六條（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七條において準用する場合を含む。）並びに同法第八十條（吸収合併の登記）（第三項において準用する場合を含む。）	第百六十五條の二十三 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第三百十七條（添付書面の通則）、第三百二十二條（吸収合併による變更の登記の申請）並びに第三百三十條（商業登記法の準用）において準用する商業登記法第十八條及び第十九條（申請書の添付書面）
第百七十條第一項第一号	第百六十五條の七第二項（第百六十五條の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十七第二項（第百六十五條の二十において準用する場合を含む。）又は第百六十五條の二十四第二項 による公告	第百六十五條の二十四第二項 により官報に公告したこと及び同項の規定によりその定款で定めた公告方法による公告又は催告

第百七十五条第二項	内閣総理大臣	行政庁
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十六条	会社法第四百九十二条第三項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十五条第三項
	若しくは第四百九十七条第二項(貸借対照表等の定時株主総会への提出等)(これらの規定を第百八十条の十七において準用する場合を含む。)	、第二百三十条第二項(貸借対照表等の提出等)
	第五百七条第三項	第二百四十条第三項
	終了等(第百八十三条第一項において準用する場合を含む。)	終了等)
	内閣府令	主務省令
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十七条第一項	会社法第四百七十一条第三号若しくは第六号(解散の事由)(第百五十二条第二項において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八条第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百二条第一項第三号若しくは第六号(解散の事由)
	第百五十二条第三項第二号に掲げる事由	同条第二項若しくは第三項の規定
第百七十七条第三項	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	内閣府令	主務省令

第百七十八条	会社法第五百条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四条
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十九条第一項	内閣総理大臣	行政庁
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十九条第二項	第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第二百七十二條の二十二第一項	平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第二百七十二條の二十二第一項
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十七條第四号	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	及び第二百三十五條第五項において	、第二百三十五條第五項及び平成十七年改正法附則第四条第十七項において
第百七十七條第五号及び第六号	第百七十九條第二項	第百七十九條第二項(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)
	第三百二十一條第一項第四号	第三百十七條第四号から第六号まで
第三百三十三條第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)
第三百三十三條第一項第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)
	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)

第三百三十三条第一項第六号		この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)又は
第三百三十三条第一項第十号		内閣府令	主務省令
第三百三十三条第一項第十三号		この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)又は
第三百三十三条第一項第十三号		第百六十五条の二十四第二項若しくは第四項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)	第百六十五条の二十四第二項若しくは第四項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)
第三百三十三条第一項第四十七号		第百七十六条	第百七十六条(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用する場合を含む。)

18 認可特定保険業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をしなければならない。
一 第十一項において読み替えて準用する新保険業法第百三十七条第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条第一項第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告に付記した異議を述べることができる期間を経過する日
二 第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第百四十条第一項、第百四十六条第一項若しくは第百

19 第十七項において読み替えて準用する新保険業法第百六十五条の二十四(第九項を除く。)の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。
20 認可特定保険業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第二条第一項の認可は、その効力を失う。

21 一 特定保険業を廃止したとき。
二 解散したとき(設立を無効とする判決が確定したときを含む。)
三 保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたとき。
四 当該認可を受けた日から六月以内に特定保険業を引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。)を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。)
次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報で告示するものとする。
一 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十二条第一項又は第百三十三条の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。
二 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三条又は第百二十七条の二十七の規定により附則第二条第一項

22 の認可を取り消したとき。
三 前項の規定により附則第二条第一項の認可がその効力を失ったとき。
一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十四条(第二項を除く。)、第百三十五条、第百三十六及び第百三十七条第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十七条第三項、第百三十八条第一項及び第百三十九条の規定は認可特定保険業者の保険計理人について、同法第百三十七条第二項の規定及び当該規定に係る同法第百三十八条第二項の規定はこの項において読み替えて準用する同法第百三十七条第一項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三百三十四条第一項各号列記以外の部分	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
一般社団法人等		
認可特定保険業者		
第一項(保険業法等の一部を改正する法律平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)		

第三百三十四条第三項 前二項

第三百三十五条各号列記以外の部分	掲げる者	掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十五条第二号	一般社団法人等	認可特定保険業者
第三百三十六条	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十七条第一項	一般社団法人	認可特定保険業者
第三百三十七条第二項	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十七条第三項	前項	前項(平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)
第三百三十八条第一項	前条第一項	前条第一項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)
第三百三十八条第二項	前条第二項	前条第二項(平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)
第三百三十九条	第三百三十七条第一項	第三百三十七条第一項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)
	第三百三十四条第三項	第三百三十四条第三項(平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。)

附則第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 新保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。)について、新保険業法第二百八十三条の規定は所屬認可特定保険業者(保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。)のために行う保険募集について、新保険業法第二百九十四条の規定は所屬認可特定保険業者のために保険募集を行う者について

て、新保険業法第三百条の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の保険契約の締結又は保険募集について、新保険業法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定(中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百七十五条第一項第二号	損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。)の並びに監査役及び監査委員	認可特定保険業者の社員若しくは及び監事
	次条の登録を受けた損害保険代理店	保険業法等の一部を改正する法律平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第四条第一項において準用する第二百七十二条の二十一第一項の届出がなされた保険代理店(認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつて、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。)

第二百九十四条第一号		商号、名称又は氏名	名称
第二百九十四条第三号		内閣府令	主務省令
第三百条第一項		行為(次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。)	行為
第三百条第一項第七号	内閣府令	主務省令	
第三百条第一項第八号	特定関係者(第百条の三(第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。)に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持	子会社等(平成十七年改正法附則第四百条第一項において準用する新保険業法第百三十二条第一項に規定する子会社等	

第三百条第一項第九号	内閣府令	主務省令
第三百条第二項	第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号	平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)
第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	内閣府令	主務省令
第二百七十五条第二項各号	第二百七十五条第一項各号	第二百七十五条第一項第二号(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。)
第三百十七条の二第七号	第三百条第一項	第三百条第一項(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)
第三百二十一条第一項第四号	第二号を除く	第二号を除き、平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む

附則第五条第一項第一号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)」を「整備法」に改め、同条第五項中「を受けている」を「又は附則第二条第一項の認可を受けたに改め、「以下この条の下に」及び附則第三十四条の二第一項」を加え、同条第六項中「若しくは少額短期保険業者」を「少額短期保険業者若しくは認可特定保険業

者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 新保険業法第二百七十五条第一項の規定は、第一項又は第二項の規定により特定保険業を行う者のために行う保険契約の締結の代理又は媒介については、適用しない。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十五条第一項中「株式会社」の下に「及び認可特定保険業者となつた者」を加え、同条第六項中「新保険業法第二百七十二条の二十九の下に」又は附則第四条第十一項を加え、「同条において」を「新保険業法第二百七十二条の二十九又は附則第四条第十一項において読み替えて」に改め、同条第七項中「移転対象契約者」との下に「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百七十二条第一項中「決議をした」とあるのは「決議があつた」とを加え、同条第八項中「新保険業法第二百七十二条の三十第二項の下に」又は附則第四条第十四項を加え、「同項において」を「新保険業法第二百七十二条の三十第二項又は附則第四条第十四項において読み替えて」に改める。

附則第十六条第一項中「特定保険業者であつた」を「特定保険業者（平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者（認可特定保険業者となつた者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）であつた」に改め、「間に」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加え、同条第五項中「を外国保険業者」の下に「（外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十項及び第十四項中「施行日

前又は」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加え、同条第十七項及び第十八項中「二年を経過する日までの間に」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加える。

附則第十九条第一項を次のように改める。

不正の手段により附則第二条第一項の認可を受けた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則第十九条第二項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。」を削り、「若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人」を「代理人」に改め、「又は人」を削り、「前項」を「前三項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 附則第三十三条の二第一項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 附則第二条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則第十九条の次に次の一条を加える。
（過料）
第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第四条第四項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで子会社を保有した者
二 附則第四条第六項の規定に違反した者又は同条第七項の規定に違反して同項ただし書の

規定による行政庁の承認を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者

三 附則第三十三条の二第二項の規定により同項に規定する認可等（附則第二条第一項の規定による認可を除く。）に付した条件に違反した者

附則第三十三条の次に次の二条を加える。

（認可等の条件）

第三十三条の二 行政庁は、この附則又はこの附則において読み替えて準用する新保険業法の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（立入検査に係る規定の準用）

第三十三条の三 新保険業法第三百十一条の規定は、附則第四条第一項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二条の二十三（附則第四条第十七項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

附則第三十四条の見出し中「内閣府令」を「内閣府令等」に改め、同条中「内閣府令」の下に「又は主務省令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（行政庁等）

第三十四条の二 この附則（附則第十五条第四項を除く。）及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者

とする。

一 この法律の公布の際現に特定保険業を行つていた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つていた行政機関（同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行う行政機関）

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

附則第三十六条第一項中「附則」の下に「及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法」を、「権限」の下に「金融庁の所掌に係るものに限る」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法による行政庁（都道府県の知事その他の執行機関を除く。）の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(以下この条において「旧法」という。)附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業(同条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。)を行つてゐる特定保険業者(同条第三項に規定する特定保険業者をいう。次項において同じ。)については、旧法附則第二条から第四条までの規定は、なおその効力を有する。

2 旧法附則第四条第一項の規定により読み替へて適用する旧法による改正後の保険業法(平成十七年法律第五号)第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である特定保険業者については、旧法附則第四条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人(同項に規定する移行法人をいい、この法律による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。)については、旧法附則第三条(第二項を除く。)、第四条第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。)、第五条第八項、第六条(第二項及び第五項に限る。)、及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五条第八項中「附則第二条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二

年法律第 号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第二条第一項」と、「特定保険業者」とあるのは「特定保険業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。)」と、「附則第五条第一項」とあるのは「附則第五条第五項」と、「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とする。

4 旧法附則第六条第二項に規定する免許の申請者については、同項及び同条第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「附則第四条第七項」とあるのは、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)による改正前の附則第四条第七項」とする。

5 旧法附則第八条第一項に規定する保険会社及び同条第二項に規定する保険会社については、それぞれ同条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「附則第六条第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。次項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第六条第二項」と、同条第二項中「附則第四条第七項」とあるのは「平成二十二年改正法に

よる改正前の附則第四条第七項」とする。

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行

(三) 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項(特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例)の特定保険業の認可(国の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。)

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

保険業法の特例として経過的に認められてゐる社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十七号中(六)を(七)とし、(五)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

認可件数 一件につき十五万円

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十四回国会閣法第六四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、保険業法の特例として経過的に認められてゐる社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 認可特定保険業者に対する保険業法の特例

(一) 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)の公布の際現に特定保険業(平成十七年改正法による改正後の保険業であつて、同法による改正前の保険業に

該当しないものをいう。以下同じ。を行つていた者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができること。 2 認可特定保険業者に対する規制 (一) 認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業を行うことができることとし、これら以外の業務を新たに行うには、特定保険業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして行政庁の承認を要すること。 (二) 認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこと。 (三) 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、認可取消し等の監督に関する所要の規定を整備すること。 3 行政庁 認可特定保険業者に係る行政庁は、旧民法第三十四条の規定により設立された法人（公益法人）であつたものについては旧主務官庁、それ以外のものについては内閣総理大臣とすること。	4 施行期日等 (一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 (二) 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。 二 議案の修正議決理由 本案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備するもので、時宜に適用ものと認めるが、特定保険業に係る制度について検討を加える時期について、修正を行う必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。 右報告する。 平成二十二年十一月二日 財務金融委員長 石田 勝之 衆議院議長 横路 孝弘殿 〔別紙〕 附 則 （検討） 第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期に	において、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
---	---	--	--

明治二十五年三月十一日
第一種郵便物認可

発行所
東京一〇五―八四四五
二番四号港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 二二〇円
本号一部 二三〇円